

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	1. 地球温暖化対策の推進	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	地球環境局総務課長 鎌形 浩史		

①施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ (※317ページ以降)		
政策(章)	2章	環境保全施策の体系	政策(章)	1章	低炭素社会の構築
施策(節)	1節	1 地球環境の保全			
その他関連する個別計画		京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定策定、平成 20 年 3 月全部改訂) 低炭素社会づくり行動計画(平成 20 年 7 月閣議決定)			

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

②施策について

施策の方針	地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくために 1992 年(平成 4 年)に採択された気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととしない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。 京都議定書における 2008 年(平成 20 年)から 2012 年(平成 24 年)の温室効果ガス排出量 6%削減約束を確実に達成する。				
	予算動向	H19 年度	H20 年度	H21 年度	<備考>
	金額(単位:百万円)	35,131	42,855	81,830	※エネルギー特別会計への繰入費は除く
	一般会計	1,623	2,783	7,326	
	特別会計	33,509	40,072	74,504	
施策を構成する具体的手段	【国内における温室効果ガスの排出抑制】				
	<ul style="list-style-type: none"> 自主参加型の国内排出量取引推進事業や地球温暖化対策技術開発事業など、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策の実施。 業務用冷凍空調機器からのフロン回収強化など代替フロン等 3 ガスの排出抑制対策の実施。 				
	【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】				
	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの森林吸収源対策に関する国内体制整備。 				
【京都メカニズム活用の推進】					
<ul style="list-style-type: none"> 有望な CDM(クリーン開発メカニズム)/JI(共同実施)案件の実施可能性調査実施、国別登録簿の整備・運用、京都メカニズムクレジット取得事業の実施。 CDM/JI に関する途上国等人材育成支援。 					

③施策の方針に対する総合的な評価

【国内における温室効果ガスの排出抑制】
2008 年度の温室効果ガスの総排出量は、12 億 8,200 万トンで、京都議定書の基準年比では 1.6%上回っているが、2007 年度比では、6.4%減少。ここから、
① 森林経営による吸収量確保の目標 (基準年排出量の約 3.8%)
② 政府としてのクレジット取得の目標 (基準年排出量の約 1.6%)
③ 電気事業連合会が 2008 年度に国の管理口座に無償で移転したクレジット(約 6,400 万トン) (基準年排出量の約 5.0%)
を差し引くと、-8.8%となり、2008 年度単年度に限れば、吸収量の確保やクレジットの取得が順調に進むという前提のもと

で、京都議定書の目標達成の目安に達している。温室効果ガスの種類別で見ると、メタン・一酸化二窒素及び代替フロン等 3 ガスの排出抑制については、基準年排出量を下回っており、一定の対策効果が現れているものの、エネルギー起源二酸化炭素については、平成 20 年度で基準年比 7.5%増加しており、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められる。今後、景気の回復に伴い温室効果ガス排出量が増加することが考えられるので、京都議定書目標の達成に向けて気を緩めることなく対策を着実に実施していくことが必要。

【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

条約事務局に提出した補足情報として、我が国における京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量を算定した結果、2008 年度は 4,400 万トン(二酸化炭素換算)の吸収(森林 4,330 万トン、都市緑化等 70 万トン)となった。これは、基準年総排出量(12 億 6,100 万トン)の 3.5%に相当する(うち森林吸収源対策による吸収量は 3.4%に相当)。

【京都メカニズム活用の推進】

平成 21 年度は約 4,150 万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。



④今後の主な課題

【国内における温室効果ガスの排出抑制】

- 我が国は「コペンハーゲン合意」に基づき、全ての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、2020 年までに 1990 年比 25%削減するとの中期目標を提出している。更に、世界全体の排出抑制については、7 月に行われたG8ラクイラサミットにおいても、産業革命前からの世界全体の平均気温の上昇が 2°Cを超えないようにすべきとの広範な科学的知見を認識するとともに、2050 年までに世界全体の排出量の少なくとも 50%の削減を達成するとの目標をすべての国と共有することを改めて表明し、その一部として、先進国全体で温室効果ガスの排出を 2050 年までに 80%またはそれ以上削減するとの目標を支持する旨、首脳文書に盛り込まれたところ。これらの目標達成に向けて、低炭素社会の構築を図る必要がある。
- 京都議定書の第一約束期間においても、これらの中長期目標の達成も視野に入れつつ、京都議定書の6%削減達成に向けた取組を行うことが必要であり、両者を一体的に検討していく必要がある。
- 国内削減の大枠を決める地球温暖化の国際交渉についても、科学的知見を踏まえ、全ての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を目指し、国際的にリーダーシップを発揮していく必要がある。

【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

- 次期枠組み(2013 年以降)の下での吸収源の取扱いについて、国際交渉に的確に対応するとともに、有力なオプションについては予備的に検討を行うことにより、基本ルール合意後になされるガイドライン等の作成の際に我が国の実状を反映させる。

【京都メカニズム活用の推進】

- 政府としてクレジットの取得にあたり、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮しつつ、京都議定書の目標達成に必要な量を確実に確保する必要がある。また、それに向けて必要な予算を確保する必要がある。



⑤今後の主な取組

【国内における温室効果ガスの排出抑制】

- 我が国における、地球温暖化対策の基本的な方向性を明らかにし、環境と成長が両立した「エコ社会」の実現に向けた第一歩を踏み出していくために、地球温暖化対策に関し、基本原則と各主体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定める法案の早期成立を図る。
- 我が国の中長期目標達成のため、京都議定書目標達成計画に盛り込まれている各種目標の達成状況や対策の進捗状況の評価も踏まえ、施策の抜本的かつ包括的な見直しを進めるとともに、国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策税の検討などを着実に進める。
- 6%削減約束の確実な達成のため、京都議定書目標達成計画に基づき対策・施策を着実に実施する。

○温暖化対策の推進に関する法律に基づき、以下の対策を進める。

- ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の適切な運用により、事業者の自主的な排出抑制のための取組の推進を図る。
- ・日常生活から排出される温室効果ガス排出量の「見える化」の推進による削減効果の実証を行い、効果的な削減に結びつく情報提供の在り方を検討するとともに、各家庭の温室効果ガス排出実態に応じた削減行動を支援し、環境コンシェルジュ制度の検討を行う。
- ・温室効果ガスの排出抑制等のために事業者が取り組むべき措置等を示した排出抑制等指針について、対象となる部門を追加するなど、その一層の拡充を図る。
- ・地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制のための施策を推進するため、地方公共団体実行計画の策定及び実施を支援する。

○国際的には、平成 21 年 12 月にデンマーク・コペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第 15 回締約国会議 (COP15) において、米中等が参加し、途上国支援を含む、「コペンハーゲン合意」が作成された。この「コペンハーゲン合意」を基礎に、2013 年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みの採択に向けて、国際交渉の前身に貢献する。

【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

- GPG-LULUCF に則って吸収・排出量の報告・検証体制の設計を行い、我が国の吸収源活動が国際的に確実に認められ、吸収量目標の達成が確実となる体制の構築に資する。
- 時期枠組み (2013 年以降) の下での吸収源の取扱いについて、国際交渉に的確に対応するとともに、有力なオプションについては予備的に検討を行うことにより、基本ルール合意後になされるガイドライン等の作成の際に我が国の実情を反映させる。

【京都メカニズム活用の推進】

- 京都メカニズムに関する専門知識、プロジェクトの質を評価できるだけの知見、事業性やファイナンス面の知識経験等を有する NEDO に京都メカニズムクレジット取得事業を委託し、直接取得、間接取得、グリーン投資スキーム (GIS) 等の形態から適切な手法を用い、京都メカニズムクレジットを効果的に取得していく。



施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
	⑤	定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	⑤

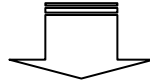
⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 1-1	<p>国内における温室効果ガスの排出抑制</p> <p>2008 年 (平成 20 年) から 2012 年 (平成 24 年) のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990 年 (平成 2 年) の水準から基準年総排出量比で +1.3~2.3% の水準とし、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で ▲1.54% の水準にする。</p> <p>また、2008 年 (平成 20 年) から 2012 年 (平成 24 年) の代替フロン等 3 ガスの排出量を 1995 年 (平成 7 年) の水準から基準年総排出量比で ▲1.6% の水準にする。</p>
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	1 章 2 節 地球温暖化防止に向けた国内対策
関係課・室	地球温暖化対策課、市場メカニズム室、環境保全対策課フロン等対策推進室
指標の名称及び単位	①エネルギー起源二酸化炭素の排出量 [CO ₂ 換算ト]
	②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量 [CO ₂ 換算ト]

③代替フロン等3ガスの排出量[CO ₂ 換算ト]								
④1世帯当たりの二酸化炭素排出量[kg-CO ₂ /世帯]								
⑤業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量[kg-CO ₂ /m ²]								
指標年度等		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値
指標	①	12億0,300万	11億8,500万	12億1,800万	11億3,800万	調査中	H20～ 24年度の 平均	10億7,600万～ 10億8,900万
	②	1億2,990万	1億2,770万	1億2,640万	1億2,000万	調査中		1億3,200万
	③	2,200万	2,400万	2,410万	2,360万	調査中		3,100万
	④	3,409	3,205	3,436	3,234	調査中		
	⑤	134	132	135	129	調査中		
目標を設定した 根拠等		基準年	①、②1990年(平成2年) ③1995年(平成7年)		基準年の値	①10億5,900万 ②1億5,100万 ③5,120万		
		根拠等	京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定策定、平成20年3月全部改訂)					
評価・分析	【達成の状況】 2008年度の温室効果ガスの総排出量は、12億8,200万トンで、京都議定書の基準年比では1.6%上回っているが、2007年度比では、6.4%減少。ここから、							
	① 森林経営による吸収量確保の目標 (基準年排出量の約3.8%)							
	② 政府としてのクレジット取得の目標 (基準年排出量の約1.6%)							
	③ 電気事業者連合会が2008年度に国の管理口座に無償で移転したクレジット(約6,400万トン) (基準年排出量の約5.0%)							
を差し引くと、-8.8%となり、2008年度単年度に限れば、吸収量の確保やクレジットの取得が順調に進むという前提のもとで、京都議定書の目標達成の目安に達している。温室効果ガスの種類別でみると、メタン・一酸化二窒素及び代替フロン等3ガスの排出抑制については、基準年排出量を下回っており、一定の対策効果が現れているものの、エネルギー起源二酸化炭素については、平成20年度で基準年比7.5%増加しており、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められる。今後、景気の回復に伴い温室効果ガス排出量が増加することが考えられるので、京都議定書目標の達成に向けて気を緩めることなく対策を着実に実施していくことが必要。								
【必要性】 京都議定書に定められた温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するため、国は、地方公共団体、事業者、国民、それぞれの役割に応じた取組を促す多様な政策手段を、その特徴を活かしながら、有効に活用する必要がある。								
【有効性】 京都議定書目標達成計画の進捗状況(平成21年7月 地球温暖化対策推進本部幹事会)によれば、大半の対策について実績のトレンドが概ね見込みどおりであった。								
また、実績のトレンドが見込みどおりでないものについても、自主行動計画においては、各団体に対して取組の強化を促しているところであり、その他の対策においては、対策・施策の追加・強化を行っているところである。原子力発電所の利用率の低下等の影響による電力部門の排出量の増加、電力排出原単位の悪化が、総排出量の増加に大きく影響を与えているが、電気事業者連合会においては、引き続き①安全確保と信頼回復を前提とした原子力発電の推進、②火力発電熱効率の更なる向上と火力電源運用方法の検討、③京都メカニズム等の活用により、目標達成計画における第1約束期間の削減見込みを達成することとしている。								
【効率性】 平成21年度における政府の地球温暖化対策予算のうち、6%削減約束の達成に直接の効果のあるも								

のは5,385億円であり、このうち環境省の予算は398億円である。環境省においては、エネルギー対策特別会計を活用して、費用対効果の観点を重視したエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策を推進している。

また、国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積と事業所における削減ポテンシャルを引き出すことを目的として、自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)を実施している(平成 21 年度末時点で約 303 社が参加)。参加事業者は、自ら設定した削減目標の達成に取り組むとともに、排出枠の取引を活用し、結果として費用効率的かつ確実な排出削減が実施された。

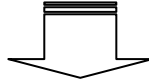


<今後の展開>

- 我が国は、「2050年に80%削減」という長期目標と、前提条件付きの「2020年に1990年比25%削減」という中期目標を掲げている。京都議定書の6%削減を目指すに当たっては、こうした中長期目標の達成も視野に入れつつ行うことが必要であり、両者を一体的に検討する。
- 京都議定書目標達成計画に盛り込まれている各種目標の達成状況や対策の進捗状況の評価も踏まえ、施策の抜本的かつ包括的な見直しを進めるとともに、平成22年3月に国会に提出された地球温暖化対策基本法案の基本的施策である、国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策税の検討、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度などを盛り込んだ新たな基本計画、実施計画を策定する。
- 国内排出量取引制度については、地球温暖化対策基本法案において、キャップ・アンド・トレードの創設が盛り込まれ、そのための法制上の措置について、基本法の施行後1年以内を目途に成案を得ることされた。この政府としての方針に従い、次期通常国会への法案の提出に向け、自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)の運用等により更なる経験・知見の蓄積を進めながら、具体的な制度設計の検討を進める予定。

目標 1-2	森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保								
	京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素トン(3.8%)を確保する。								
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	1章2節 地球温暖化防止に向けた国内対策								
関係課・室	総務課研究調査室								
指標の名称及び単位	①温室効果ガスの吸収量[CO ₂ 換算ト]								
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値		
指標 ①	3,540万	3,790万	4,070万	4,400万	集計中	H20~24年度の平均	4,767万		
目標を設定した根拠等	基準年			—		基準年の値		—	
	根拠等		京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改定)						
<p>【達成の状況】 2009年5月に条約事務局に提出する目録吸収源分野における温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等を検討し、条約事務局に京都議定書に基づく吸収量を報告した。</p> <p>【必要性】 京都議定書に定められた温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するため、1,300万炭素トン(3.8%)を上限に認められている、我が国の森林の温室効果ガス吸収量を確実に確保する必要がある。</p> <p>【有効性】 最新の科学的知見にもとづいて、森林における温室効果ガス吸収量の算定方法を検討することによ</p>									

評価・分析	り、土地転用に伴う土壌炭素ストック変化や、農地土壌への石灰施用に伴う CO2 排出などに関する算定方法に改善が見られた。
	<p>【効率性】</p> <p>森林吸収源について、IPCC (気候変動に関する政府間パネル) の良好手法指針に則して、適切に吸収源を算定することができた。なお、森林保全は地球温暖化防止に加え、国土の保全、水源のかん養、生物多様性保全等の森林の公益的機能の向上に資するものである。</p>



<p><今後の展開></p> <p>○我が国の森林の温室効果ガス吸収量を正確かつ十分に計上し、森林吸収量 1,300 万炭素トン(3.8%)を確保するため、IPCC (気候変動に関する政府間パネル) の良好手法指針に則し、平成 20 年 5 月、土地利用、土地利用変化及び林業分野に係る試行的な条約インベントリ報告書を条約事務局へ提出するとともに、第1約束期間(平成 20～24 年)に向けて、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制の構築に向けた検討を引き続き行う。</p>

目標 1-3	京都メカニズム活用の推進							
	我が国における京都メカニズム(CDM・JI・国際排出量取引)活用のための基盤整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分(基準年総排出量比 1.6%)に相当するクレジットを取得する。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	1 章1節 地球温暖化対策に係る国際的枠組みの下での取組							
関係課・室	地球温暖化対策課市場メカニズム室							
指標の名称及び単位	①クレジット取得量[CO ₂ 換算ト]							
指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値	
指標	①	—	約 597 万 (※契約量)	約 1,625 万 (※契約量)	約 3,209 万 (※契約量)	約 4,150 万 (※契約量)	H18 年度から H25 年度まで の累積量	約 1 億
目標を設定した根拠等	基準年	—			基準年の値	—		
	根拠等	京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月策定、平成 20 年 3 月全部改訂)						
評価・分析	【達成の状況】							
	平成 21 年度は約 4,150 万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。							
	【必要性】							
京都議定書の約束達成のため、温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策を基本として、国民各界各層が最大限努力してもなお不足する差分が見込まれる。この差分について、補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要である。								
【有効性】								
アジア地域及び中南米・中東・アフリカの一部において、約 20 件の CDM/JI プロジェクトに対する実現可能性調査を実施し、この成果物をウェブサイト「CDM/JI 事業調査結果データベース」で公表した。また、コベネフィット型 CDM プロジェクト形成の促進に向けた検討作業及び民間事業者向け情報発信・提供活動を実施するため、「京都メカニズム情報プラットフォーム」を開設・運用し、月約 15000 件のアクセスを受けた。さらには、能力構築事業対象国である中国・インド・インドネシア・フィリピン・タイ・カンボジアに対し、政府 DNA(国家指定機関)向け審査手続・政策立案支援等、地方自治体向け CDM 普及啓発及びプロジェクト形成支援等、民間事業者向け CDM プロジェクト発掘・形成支援等を実施した。国内の体制整備に関しては、国別登録簿安定的な運用を継続して行うとともに、電子政府の総合窓口(e-Gov)等との連携等、利便性向上に努めた。								

評価・分析	<p>クレジット取得に関する取組では、環境省及び経済産業省共管の下、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に政府によるクレジット取得を委託し、京都メカニズムクレジット取得事業を実施した。本事業に当たっては、京都議定書目標達成計画に基づき、原則公募を行うことなど、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮したクレジットの取得を図ることとしており、平成21年度は約4,150万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。</p> <p>【効率性】</p> <p>クレジットの調達に当たっては、①京都メカニズムに関する専門知識、②CDM/JI プロジェクトの質を評価できるだけの知見、③事業性やファイナンス面の知識経験等を有するNEDOを活用し、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮してクレジット取得契約を締結した。</p>
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p><今後の展開></p> <p>○2013年(平成25年)度までに約1億トンCO₂分の京都メカニズムクレジットを取得するため、平成22年度も2013年(平成25年)度を終期とする国庫債務負担行為及び当該年度の必要額を引き続き計上し、リスクを低減しつつ、費用対効果を考慮したクレジット取得を実施していく。また、国別登録簿の適切な管理、運営を実施する。</p>

⑦予算事項(事務事業)について

当該施策に関する主な法律・税制等				
○地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)				
○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)				
目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(百万円)	H21		
		H21	H22	H23 反映
1-1	①気候変動枠組条約・京都議定書拠出金	73	83	→
	②地球温暖化対策推進法施行推進経費等	55	46	↑
	③温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業費等(一般会計)	21	16	↓
	④温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業費等(エネルギー特区)	129	87	↓
	⑤温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備費	253	292	↑
	⑥地方公共団体毎の二酸化炭素排出量調査・推計業務	70	70	×
	⑦小水力発電による市民共同発電実現可能性調査等	122	0	—
	⑧次期国際枠組みづくり推進費	137	137	→
	⑨低炭素社会国際研究ネットワーク事業	118	118	↓
	⑩低炭素社会づくりのための中・長期目標達成ロードマップ策定費	150	203	×
	⑪温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業等	2,214	0	—
	⑫家庭用太陽熱利用システム普及加速化事業	1,500	0	—
	⑬洋上風力発電実証事業(H23エネルギー特区に変更)	0	100	—
	⑭再生可能エネルギー二酸化炭素削減効果検証費	0	25	↓
	⑮国内排出量取引制度導入準備経費(H23エネルギー特区に変更)	0	234	—
	⑯地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ精緻化検討費	0	0	新
	⑰国内排出削減・吸収プロジェクト開拓支援事業	0	0	新
	⑱国連事務総長気候変動イニシアティブ拠出金	0	0	新
	⑲地方公共団体対策技術率先導入補助事業	900	300	→

⑳省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業	160	160	↑
㉑地域協議会民生用機器導入促進事業(22年度「地域連携家庭・業務部門温暖化対策導入促進事業」)	340	326	×
㉒エコ住宅普及促進事業	100	0	—
㉓省エネ製品買換え促進事業	301	0	—
㉔低炭素社会づくり推進事業(チャレンジ25国民運動関連事業費)等	1,914	1,019	→
㉕国内排出量取引推進事業	2,500	2,000	↑
㉖地域で活動するNGO・NPO等支援事業費等	1,078	638	↓
㉗複数事業者連携等による排出削減対策評価事業	30	0	—
㉘温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業	160	175	↓
㉙カーボン・オフセット推進事業	146	189	↑
㉚太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業	1,000	711	×
㉛エコ燃料実用化地域システム実証事業費(H23統合:1-1㉞)	1,861	2,506	↑
㉜エコ燃料利用促進補助事業(H23名称変更:エコ燃料実用化地域システム実証事業費)(統合:1-1㉞)	500	450	—
㉝低炭素社会モデル街区形成促進事業(うち「省CO2型街区形成促進事業」)	200	150	×
㉞地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)等	4,155	5,022	↑
㉟二酸化炭素海底地層貯留技術開発事業	156	124	×
㊱廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業	50	29	×
㊲廃棄物処理施設における温暖化対策事業	2,167	1,300	↑
㊳低公害車普及事業及び地方公共団体等の保有する塵芥車、ゴミ運搬車等の低公害化	647	145	↑
㊴船舶の省CO2対策の推進に向けたモデル事業	55	30	×
㊵クールシティ中枢街区パイロット事業	700	350	×
㊶EST、モビリティ・マネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進	135	0	—
㊷エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業	360	340	×
㊸地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業	23	0	—
㊹環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	235	350	↑
㊺地域におけるグリーン電力証書の需要創出モデル事業	100	0	—
㊻低炭素地域づくり面的対策推進事業	950	630	↓
㊼サステナブル都市再開発促進モデル事業	40	40	→
㊽「学校エコ改修と環境教育事業」のうち、「地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業」(エネルギー特会)分	389	530	↑
㊾「地域グリーンニューディール基金の創設」「中核市・特例志グリーンニューディール基金の創設」のうち、エネ特会(21年度1次補正)分	27,500	0	—
㊿「無利子融資事業」のうち「京都議定書目標達成特別支援無利子融資事業」(エネ特会、21年度1次補正)分	4,500	0	—
㉠温暖化影響情報集約型CO2削減行動促進事業	100	100	×
㉡温泉施設における温暖化対策事業	184	50	↑
㉢風力発電施設に係る適性整備推進事業	172	0	—

	㉓ 民生部門排出抑制促進事業	0	201	→
	㉔ サプライチェーンにおける排出量算定事業費	0	29	↑
	㉕ 火力発電所リプレース促進モデル事業	0	40	↑
	㉖ 風力発電施設に係る希少野生生物共生推進事業	0	20	↑
	㉗ 国際再生エネルギー機関分担金	0	49	↑
	㉘ 家庭・事業者向けエコリース促進事業	0	0	新
	㉙ 環境コンシェルジュ事業	0	0	新
	㉚ チャレンジ25地域づくり事業	0	0	新
	㉛ 海底下CCS実施のための海洋調査事業	0	0	新
	㉜ 洋上風力発電実証事業	0	0	新
	㉝ 家庭用太陽熱利用システム普及加速化事業	0	0	新
	㉞ 再生エネルギー地域推進体制構築事業	0	0	新
	* フロン等対策推進調査費等(再掲 2-1①)	—	—	—
1-2	① 森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費	46	46	↓
1-3	① 京都メカニズム運営等経費	165	96	↑
	② 温暖化対策クリーン開発メカニズム事業調査費	18	18	↑
	③ 京都メカニズムクレジット取得事業費(一般会計)	2,383	2,355	↓
	④ 京都メカニズムクレジット取得事業費(エネ特会)	19,278	19,057	↓
	⑤ 京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業	818	807	↑
	⑥ コベネフィットCDMモデル事業	466	704	↑

⑧ 終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
1-1-⑥	事業を一旦廃止したうえで、関連業務と整理統合し、効率的な事業実施に努めるべき	事業を一旦廃止し、他事項の「地球温暖化対策推進法施行推進経費」と併せて事業内容の整理統合を行い、概算要求額を減額。
1-1-⑩	事業内容を刷新したうえで、効率的な事業実施に努めるべき。	一旦廃止したうえで、これまでの成果等を踏まえ、中長期ロードマップの精緻化のための経費を新たに要求。
1-1-㉑	地域協議会の設立という点での所期の目的が達成されたこと、及び、国と地方の事業の役割分担に関する議論を踏まえ、廃止	廃止
1-1-㉒	所期の目的が達成されたため廃止	廃止
1-1-㉓	所期の目的が達成されたため廃止	廃止
1-1-㉔	所期の目的が達成されたため廃止	廃止
1-1-㉕	当該事業については平成 22 年度限りで廃止	廃止
1-1-㉖	当該事業については平成 22 年度限りで廃止	廃止
1-1-㉗	当該事業については平成 22 年度限りで廃止	廃止
1-1-㉘	所期の目的が達成されたため、当該事業については廃止	廃止
1-1-㉙	当該事業については平成 22 年度限りで廃止	廃止

⑨特記事項

＜政府重要政策としての該当＞

- 施政方針演説:第156回国会(平成15年1月31日)、第159回国会(平成16年1月19日)
第162回国会(平成17年1月21日)、第164回国会(平成18年1月20日)
第165回国会(平成18年9月29日)、第166回国会(平成19年1月26日)
第169回国会(平成20年1月18日)、第170回国会(平成20年9月29日)
第171回国会(平成21年1月28日)、第174回国会(平成22年1月29日)
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(平成15年6月27日)
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日)
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005(平成17年6月21日)
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日)
- 経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日)
- 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)
- 経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日)

＜当該施策に関係する府省庁＞

- 内閣府・金融庁・警察庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・農林水産省・防衛省

＜昨年度評価書からの変更点＞

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	方針	温室効果ガスの総排出量
	1-1-①	エネルギー起源二酸化炭素の排出量
	1-1-②	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量
	1-1-③	代替フロン等3ガスの排出量
	1-1-④	(間接)1世帯当たりの二酸化炭素排出量
	1-1-⑤	(間接)業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量
	1-2-①	温室効果ガスの吸収量
	1-3-①	クレジット取得量
指標の解説	1-1-①:毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値 1-1-②:毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値 1-1-③:毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値 1-1-④:温室効果ガス排出量について(要因分析) 1-1-⑤:温室効果ガス排出量について(要因分析) 1-2-①:森林等による温室効果ガスの吸収量 1-3-①:NEDOが公表している契約量	
評価に用いた資料等	1-1-①～⑤:日本国温室効果ガスインベントリ報告書 1-2-①:日本国温室効果ガスインベントリ報告書 1-3-①:NEDOプレスリリース資料	



指標に影響を及ぼす外部要因	1-1-①:経済成長率、鉱工業生産指数、貨物輸送量、業務床面積等 1-1-②:セメント生産量、家畜飼育頭数等 1-1-③:経済成長率等 1-3-①:国際情勢等
---------------	------------------------------------------------------------------------------------------

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	2. 地球環境の保全	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	地球環境局総務課長 鎌形 浩史		

① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第二部)			平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ (323ページ以降)		
政策(章)	2章	環境保全施策の体系	政策(章)	2章	地球環境、大気環境、水環境、土壌環境、地盤環境の保全
施策(節)	1節	1 地球環境の保全		6章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
	3節	1 地球環境保全等に関する国際協力の推進			
その他関連する個別計画	京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月閣議決定） 海洋基本計画（平成 20 年 3 月閣議決定）				

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

② 施策について

施策の方針	オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。				
予算動向		H19 年度	H20 年度	H21 年度	<備考>
	金額(単位:百万円)	3,037	3,523	3,341	
	一般会計	3,037	3,523	3,341	
	特別会計	0	0	0	
施策を構成する具体的手段	【オゾン層の保護・回復】				
	<ul style="list-style-type: none"> 「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」並びに「オゾン層保護法」による、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策の実施及びオゾン層の状況等の監視・公表。 「フロン回収・破壊法」によるフロン類の回収・破壊の促進、冷蔵・冷凍・空調機器の使用時における冷媒フロン類の排出の抑制、ノンフロン化の推進、ハロン等排出抑制対策の検討、途上国におけるフロン等対策等への支援。 				
	【酸性雨対策・黄砂対策】				
	<ul style="list-style-type: none"> 「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)」の活動の推進、東アジア地域における酸性雨等の大気汚染対策の推進に向けた調査研究等の国際協力。 国際的なプロジェクトと協働した、黄砂モニタリングネットワークの確立や日中韓三カ国による共同研究の実施。 酸性雨等の越境大気汚染・黄砂について、長期継続的な国内モニタリングの実施。 				
【海洋環境の保全】					
<ul style="list-style-type: none"> ロンドン条約・1996 年議定書等海洋環境保全に関する条約と海洋汚染防止法の着実な実施。 「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」などの国際的取組の推進。 					
【地球環境分野における国際協力・研究調査等】					
<ul style="list-style-type: none"> 世界的な森林の保全、砂漠化への対処及び南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守とその発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理手法の検討。 地球環境保全等に関する国際的な連携の確保、開発途上地域の環境保全に係る支援、国際協力の円滑な実施のための国内基盤の整備。 国際的寄与・参加のための体制の充実強化、貿易や投資のグローバル化と環境保全に関する取組の展開。 アジア太平洋地域における、持続可能な開発に向けた科学的ツール及び政策オプションの開発・提供。また、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)等の国際的な機関への支援。 地球環境分野の監視・観測及び調査研究の推進。 					

③施策の方針に対する総合的な評価

【オゾン層の保護・回復】

- オゾンホールは、ほぼ毎年大規模に形成されており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できず、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にある。また、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）の大気中濃度は増加を続けており、引き続き対策を講じる必要がある。
- 平成19年10月より新たに整備時の回収が義務づけられたこともあり、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収量は増加したものの、地球温暖化対策の見地からも引き続きフロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図り、回収量の増加に努める必要がある。

【酸性雨・黄砂対策】

- 酸性雨等越境大気汚染については、我が国の主導によりEANETが2001年（平成13年）から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANETのネットワークセンターに指定されている酸性雨研究センターと協力しつつ、東アジア諸国の大気管理能力向上に向けた活動に積極的に貢献している。国内においては、EANETの手法と調和させた長期モニタリングを実施しており、平成21年3月には平成15年度から19年度の調査結果をとりまとめて酸性雨や越境大気汚染の状況やその影響を評価するなど、目標達成に向けて取組を進めている。
- 黄砂については、2008年に日中韓三カ国の共同研究が開始され、平成21年度はワーキンググループ会合を開催するとともに、札幌で日中韓三カ国黄砂局長級会合を開催し、国際協力を進めている。また、国内では、平成14年度から19年度にかけて実施した黄砂実体解明調査の結果を平成21年3月に取りまとめ、平成21年度も引き続き調査を実施した。

【海洋環境の保全】

- 海洋汚染防止対策については、ロンドン条約・1996年議定書をはじめとする各種条約と海洋汚染防止法に基づいて有害液体物質等の輸送や廃棄物の海洋投入処分等について規制を行うとともに、海洋環境モニタリングの実施、海洋汚染防止法上の海洋投入処分のあり方の検討、及び二酸化炭素海底地層貯留（海底下CCS）に伴う環境影響評価手法及びモニタリング手法の高度化のための作業を実施した。また、OPRC条約及びOPRC-HNS議定書に基づき、有害液体物質汚染事故に関する脆弱性沿岸海域図の作成を進めると同時に、油の流出事故に関する脆弱性沿岸海域図の情報の更新を行った。
- 漂流・漂着ゴミ対策については、漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査で9道県10海岸のモデル地域を選定して調査を行って漂着ゴミの効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討に向けた現状把握を進めるとともに、全国的な状況把握のための手法について検討・整理を行った。また、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が成立したことも関連して、地域グリーンニューディール基金への補助（総額約60億円）等によって漂流・漂着ゴミの処理を推進した。さらに、NOWPAPの活用等により、漂着ゴミ問題の解決に向けた国際協力を推進した。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

（森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全）

- 森林の保全については企業とNGO/NPOとのパートナーシップの促進に関する調査事業及び木材調達のグリーン化普及啓発事業を実施し、砂漠化への対処についてはアフリカの砂漠化評価及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイロット事業を実施した。
- 南極地域の環境保全等の分野については、南極条約・議定書に基づく査察の実施等により、南極地域の環境保全に貢献した。

（国際的な貢献と連携・国際協力）

- 地球環境保全に関して、G8、国連環境計画（UNEP）、経済協力開発機構（OECD）、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与し期待通りの成果が得られた。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他国の環境・貿易政策のレビュー等を行い、自由貿易協定（FTA）/経済連携協定（EPA）交渉や世界貿易機構（WTO）交渉等に有効な知見が得られた。
- アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与し期待通りの成果が得られた。

（研究調査）

- 重点施策に基づき、低炭素社会づくり及び賢い適応策にかかる2つの特別募集枠を設定し、重点的な資金配分を行うことにより、効率的かつ効果的な運営を行った。
- 地球環境分野の調査・研究により、地球温暖化観測に必要な基盤技術の開発や、地球温暖化分野の情報提供の推進

を図った。また、IPCC への支援は、第 5 次評価報告書作成に向けた IPCC の諸活動に貢献した。
○平成 21 年 1 月に打ち上げた温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT) の観測データの一般提供を平成 21 年 10 月に開始した。



④今後の主な課題

【オゾン層の保護・回復】

- 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量の増加に向けた取組強化及び機器使用時排出抑制対策の検討推進。
- 冷媒以外の用途におけるフロン類の排出抑制対策、ノンフロン化等の検討推進。
- 途上国におけるオゾン層破壊物質の削減・回収破壊対策の検討推進。

【酸性雨・黄砂対策】

- EANET の設立基盤の強化や、モニタリングにとどまらず、東アジア地域の大气環境管理に資するインベントリ作成やシミュレーションモデル開発等 EANET 活動の発展・拡大に向けた検討。
- 越境大气汚染や酸性沈着による影響の早期把握に向けた調査研究の推進。
- 日中韓三カ国環境大臣メカニズムを活用した黄砂モニタリングネットワーク構築等の北東アジア地域協力体制等の検討。

【海洋環境の保全】

- 海洋汚染防止法に基づく廃棄物の海洋投入処分許可制度について、今後のあり方の見直し。
- 海洋環境モニタリングについて、今後のあり方の見直し。
- 二酸化炭素海底地層貯留に係る環境保全上適正な管理手法の検討。
- 漂流・漂着ゴミ問題の解決に向けた国内外における取組の推進。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 持続可能な森林経営の推進及び違法伐採対策の検討。
- 砂漠化対処条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組の推進。
- 南極地域の基地が周辺における環境の実態把握、南極環境保護議定書責任附属書(平成 17 年 6 月採択)への対応、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告に関する検討、南極環境保護法に基づく手続きの徹底に関する普及啓発の推進。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要であり、我が国として、東アジア共同体構想の実現も念頭において、引き続き国際的枠組みへの様々な形での関与を通じ、積極的な貢献をしていく必要がある。
- グローバル化と環境に係る具体的な政策の開発及び実施、FTA/EPA 条項の比較分析、貿易と環境の相互支持性を強化する協力案件の検討等の政策研究を行う。
- アジア太平洋地域の様々な主体による、この地域に相応しい持続可能な開発の実現に向けた取組の促進。

(研究調査)

- 観測空白域・空白分野の解消、観測データに係る速報の強化、観測データ利用の促進。
- より重要な分野への研究資源の配分強化、海外との連携強化。



⑤今後の主な取り組み

【オゾン層の保護・回復】

- フロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図るとともに、機器使用時の排出抑制のための要因把握・分析、機器の使用者・保有者の取組等を推進する。
- ノンフロン製品の更なる普及推進等、脱フロン社会の構築に向けた施策を検討推進する。
- 途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを検討推進する。

【酸性雨・黄砂対策】

- 東アジア地域における大气汚染防止の取組を推進するため、国際的な枠組みである EANET 活動の将来発展に向けた

取組や、東アジア諸国の大気管理能力の向上の支援など、国際協力を推進する。

- 酸性雨のみならず、オゾンやエアロゾルも含めた越境大気汚染及び生態影響の監視に重点化した長期モニタリングを着実に実施する。
- 黄砂対策について、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築を進めるとともに、日中韓の共同研究を推進する。

【海洋環境の保全】

- 廃棄物の海洋投入処分許可制度について、今後のあり方の検討を進める。
- 陸域起源の汚染及び廃棄物の海洋投入処分による汚染を把握するために、日本周辺の海域において海洋モニタリングを実施する。
- 二酸化炭素海底地層貯留に係る影響評価やモニタリング等について管理手法の高度化に関する検討を進める。
- 漂流・漂着ゴミの問題の解決に向けて、引き続きモデル地域において漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法について更なる検討や状況把握のための調査を行う。
- NOWPAP等の活用により、海洋生態系保全や漂着ごみ問題の解決に向けた国際的取組を推進する。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 違法伐採対策及び持続可能な森林経営への民間ベースの取組推進支援、国民の理解向上のための普及啓発を行う。
- 砂漠化評価・適応策の手法検討を行う。
- 南極地域の環境の実態把握モニタリング実施計画の策定、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告についての検討を開始し、南極環境保護法に基づく手続きの更なる周知徹底を行う。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 引き続き、G8、UNEP、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS) 環境大臣会合等の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップを発揮できるよう積極的に貢献する。また、WTO、FTA/EPA の交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。
- クリーンアジア・イニシアティブを推進し、アジアにおいて低炭素型・低公害型社会、循環型社会、自然と人間が共生する社会を構築していく。
- 国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。

(研究調査)

- 衛星データの利用による観測空白域の解消、リアルタイムモニタリングが可能な観測ネットワークの構築、及び観測データ利用促進につながるデータ公開システムの開発を検討する。また、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT) の観測データの検証を行う。
- 地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、行政として研究してほしいテーマや特に採択したい課題を公募時に明示することにより、行政ニーズに合った研究課題などより重要な分野への研究資源の配分を強化することによって、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。また、我が国の環境経済統合評価モデルを用いて、アジア各国が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発を行い、各国における具体的な政策導入に貢献する。



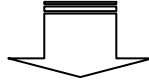
施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
⑤	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	⑤

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 2-1	<p>オゾン層の保護・回復</p> <p>オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。</p>							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	2章1節1 オゾン層保護対策							
関係課・室	フロン等対策推進室							
指標の名称及び単位	<p>①ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量[ODP トン]</p> <p>②業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量[トン]</p> <p>③PRTR によるオゾン層破壊物質の排出量の ODP 換算値[ODP トン]</p> <p>④(参考)南極のオゾンホール面積[万 km²]</p>							
指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値	
指標	①	1,118	747	770	787	集計中	H32 年	0
	②	2,298	2,541t	3,168	3,773	集計中	—	増加傾向を維持
	③	5,376	4,181	3,773		集計中	—	減少傾向を維持
	④	2,797	2,927	2,490	2,650	集計中	—	—
目標を設定した根拠等	基準年	平成元年			基準年の値	①5,562		
	根拠等	①モントリオール議定書						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○オゾンホールは、ほぼ毎年大規模に形成されており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できず、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にある。また、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の大気中濃度は増加を続けており、引き続き対策を講じる必要がある。</p> <p>○平成 19 年 10 月より新たに整備時の回収が義務づけられたこともあり、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収量は増加したものの、地球温暖化対策の見地からも引き続きフロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図り、回収量の増加に努める必要がある。</p> <p>【必要性】</p> <p>○オゾン層の破壊による有害紫外線の増加は全国民に影響を及ぼす問題であるため、その対策は極めて公益性が高い。</p> <p>○南極のオゾンホールは依然として毎年のように大規模に発達しており、オゾン全量についても減少した状況が継続していることから、有害紫外線の増加による人の健康や生態系への悪影響が懸念されている。</p> <p>○モントリオール議定書の規制スケジュールに基づく途上国におけるオゾン層破壊物質の生産・消費の削減、既に使用されたオゾン層破壊物質の回収・破壊による大気放出の抑制のため、途上国支援の重要性が一層高まっている。</p> <p>【有効性】</p> <p>○オゾン層を保護するためには、破壊の原因であるオゾン層破壊物質の大気中への排出を抑制することが効果的であることから、オゾン層破壊物質の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策が有効である。</p> <p>○ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は着実に減少しており、モントリオール議定書に定める消費量上限(3,615ODP トン)を下回っている。また、フロン回収・破壊法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、冷蔵・冷凍機器や空調機器からのフロン類の回収・破壊を進めており、平成 20 年度には、業務用冷凍空調機器から約 3,773 トンのフロン類を回収した。これらの対策の結果として、オゾン層破壊物質の排出量は着実に減少傾向にある。</p> <p>○大気中のクロロフルオロカーボン(CFC)濃度は 1990 年(平成 2 年)代後半以降ほぼ横ばい(CFC-12)、または減少してきている(CFC-11 及び CFC-113 は年間約 1%の割合で減少)。一方、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は減少しているものの、HCFC 及びハロンの大気中濃度は増加の傾向にある(HCFC-22 は年間約 3%、ハロン 1301 は年間約 2%の割合で増加)。</p> <p>○途上国における CFC 削減を支援するため、モンゴル及びスリランカにおいて CFC 削減プロジェクトを実</p>							

	<p>施するとともに、国際会議等においてフロン回収・破壊に係る制度・取組等の知見の提供・支援を行った。</p> <p>【効率性】</p> <p>○主要なオゾン層破壊物質である CFC、HCFC 及びハロンは強力な温室効果ガスでもあり、これら物質の排出削減は地球温暖化対策としても有効であるため、環境保全上の効率性が極めて高い。</p> <p>○限られた予算を効率的に活用すべく、対策の緊急性、影響力等に鑑み、オゾン層保護効果の高い施策への重点的な資源配分を行っている。</p> <p>○関係府省間の連携や地方公共団体との役割分担を積極的に進めることにより、より少ないコストでの目標達成を図っている。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<今後の展開>	
<p>○フロン回収・破壊法の円滑な施行を推進するため、引き続き周知徹底及び施行強化を図るとともに、フロン類の更なる回収促進方策及び機器使用時排出抑制のための要因把握・分析や、機器の使用者・保有者の取組等の検討推進する。</p> <p>○ノンフロン製品の普及推進等、脱フロン社会の構築に向けた施策を実施する。</p> <p>○途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを実施する。</p>	

目標 2-2	酸性雨対策・黄砂対策							
	「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET)」等による調査研究の国際的な協調を図るとともに、国内における長期モニタリング計画に基づくモニタリングを実施することにより、東アジア地域における酸性雨等の大気汚染問題に関する取組を推進する。また、北東アジア地域において、国際的に協調した黄砂モニタリングネットワークの確立、共同研究の実施、国内モニタリングの推進等により、黄砂の被害緩和に向けた国際協力を進める。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	2章1節2 酸性雨・黄砂に係る対策							
関係課・室	環境保全対策課、環境協力室、水・大気環境局大気環境課							
指標の名称及び単位	①EANETモニタリング(酸性沈着)地点数 [地点] ②EANET分析精度管理目標達成率 [%] ③国内酸性雨モニタリングの年間測定値有効地点率[%] ④国内外ライダー設置地点数(環境省設置地点) [地点]							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	46	47	51	50	56	H24年度	55
	②	90.6	93.0	93.4	93.2	集計中	-	100
	③	70.0	80.0	90.3	93.5	集計中	-	100
	④	8(3)	9(4)	16(5)	17(5)	17(5)	H24年度	17(5)
目標を設定した根拠等	基準年	-			基準年の値	-		
	根拠等	越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省 平成14年3月策定・21年3月改訂)						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○酸性雨等越境大気汚染については、我が国の主導により EANET が 2001 年(平成13年)から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANET のネットワークセンターに指定されている酸性雨研究センターと協力しつつ、東アジア諸国の大気管理能力向上に向けた活動に積極的に貢献している。国内においては、EANET の手法と調和させた長期モニタリングを実施しており、平成21年3月には平成15年度から19年度の調査結果をとりまとめ酸性雨や越境大気汚染の状況やその影響を評価するなど、目標達成に向けて取組を進めている。</p> <p>○黄砂については、2008年に日中韓三カ国の共同研究が開始され、平成21年度はワーキンググループ</p>							

会合を開催するとともに、札幌で日中韓三カ国黄砂局長級会合を開催し、国際協力を進めている。また、国内では、平成14年度から19年度にかけて実施した黄砂実態解明調査の結果を平成21年3月に取りまとめ、平成21年度も引き続き、国内5地点において黄砂飛来時に一斉にエアロゾルを捕集し成分分析等を行う調査を実施した。

【必要性】

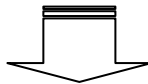
- 近年の東アジア地域の急速な発展に伴い、酸性雨やオゾンなど我が国に対する越境大気汚染の深刻化が懸念される。越境大気汚染への対策として、国際的連携の下での長期継続的なモニタリングによる監視と、国際協力の強化が必要である。
- 我が国における黄砂の飛来頻度の増加に伴い、黄砂の影響に対する国民の関心が高まっている。黄砂に関する科学的な実態解明が求められるとともに、黄砂モニタリングネットワークや早期警報システムの構築等北東アジア地域の連携した取り組みが必要である。

【有効性】

- 長期モニタリング計画に基づく国内モニタリングの着実な実施により酸性雨の状況を監視するとともに、我が国の支援により、EANET参加国においても同一手法による酸性雨モニタリングの実施とデータの精度を確保している。また、EANET政府間会合において、設立基盤の強化等、EANETの将来発展に向けた議論が進展しているところ。
- 黄砂モニタリングネットワークの着実な整備により、黄砂飛来状況の把握と早期警報システムの構築に向けた北東アジア地域の取組が進んでいる。また、日中韓三カ国環境大臣会合の枠組みの下、共同研究の実施等の黄砂対策に係る地域協力について検討が進んでいる。

【効率性】

- 酸性雨等の国内モニタリングについては、大気汚染物質の長距離輸送の監視や生態系への影響監視を重点化するとともに、課題に応じた確実なモニタリング体制を構築するため、平成21年3月に酸性雨長期モニタリング計画を見直し、31あった測定所を27に集約するなど、効率的な実施に取り組んでおり、酸性雨等による影響の早期把握に貢献している。
- 黄砂モニタリングネットワークの構築にあたっては、環境省設置の5台のライダー装置（地上から放射されたレーザー光が空中の微粒子によって散乱される状況から、黄砂の鉛直方向の濃度分布や、高度をリアルタイムで読み取る装置）だけでなく、研究機関等の協力を得て、国内外17台のライダー装置によるネットワーク化を実現しており、黄砂飛来情報のリアルタイムでの提供に貢献している。



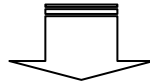
<今後の展開>

- 東アジア地域における大気汚染防止の取組を推進するため、東アジア諸国の大気管理能力の向上の支援など、国際協力を推進する。
- EANETについては、平成22年度に開催される政府間会合において、EANETの基盤強化のための文書への署名が予定されており、今後ともEANET活動の将来発展に向けた取組を推進する。
- 酸性雨のみならず、オゾンやエアロゾルも含めた越境大気汚染、及び生態影響の監視に重点化した長期モニタリングを着実に実施する。
- 黄砂対策については、科学的な実態解明を推進するとともに、日中韓の共同研究を推進して北東アジア地域における黄砂モニタリング、早期警報システムの構築、発生源対策等の検討を進める。

目標 2-3	海洋環境の保全
	ロンドン条約・1996年議定書等海洋環境保全に関する各条約及び海洋汚染防止法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に基づく取組や国内での各種施策の実施により、海洋環境の保全を図り、また漂流漂着ゴミ対策を進める。

環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	2章1節3 海洋環境の保全							
関係課・室	環境保全対策課							
指標の名称及び単位	①陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量[万ト]							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	338	320	255	263	集計中	21	250
目標を設定した根拠等	基準年	平成15年度		基準年の値	384			
	根拠等	H19年4月より海洋投入処分の許可制度を導入したことを踏まえ、H19年度の海洋投入処分実績の近似値						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○海洋汚染防止対策については、ロンドン条約・1996年議定書をはじめとする各種条約と海洋汚染防止法に基づいて有害液体物質等の輸送や廃棄物の海洋投入処分等について規制を行うとともに、海洋環境モニタリングの実施、海洋汚染防止法上の海洋投入処分のあり方の検討、及び二酸化炭素海底地層貯留（海底下CCS）に伴う環境影響評価手法及びモニタリング手法の高度化のための作業を実施した。また、OPRC条約及びOPRC-HNS議定書に基づき、有害液体物質汚染事故に関する脆弱性沿岸海域図の作成を進めると同時に、油の流出事故に関する脆弱性沿岸海域図の情報の更新を行った。</p> <p>○漂流・漂着ゴミ対策については、漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査で9道県10海岸のモデル地域を選定して調査を行って漂流ゴミの効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討に向けた現状把握を進めるとともに、全国的な状況把握のための手法について検討・整理を行った。また、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が成立したことも関連して、地域グリーンニューディール基金への補助（総額約60億円）等によって漂流・漂着ゴミの処理を推進した。さらに、NOWPAPの活用等により、漂着ゴミ問題の解決に向けた国際協力を推進した。</p> <p>【必要性】</p> <p>○廃棄物の海洋投入処分やタンカーの座礁事故等による海洋汚染が懸念されていることから、各種条約・議定書や海洋汚染防止法の下で一層の海洋環境保全を図る必要がある。海洋環境モニタリングを行って陸域起源及び海洋投入処分による海洋環境への影響を把握する必要がある。</p> <p>○平成19年11月に施行された海洋汚染防止法の海底下CCSに係る許可制度に関して、海底下CCSによる海洋環境への悪影響を防止するため、適切な制度の実施に係る検討を進める必要がある。</p> <p>○近年、漂流・漂着ゴミによる環境・景観の悪化、船舶の安全航行や漁業への被害等が指摘されていることから、国内での取組及びNOWPAP等国際的な枠組みを通じて漂流・漂着ゴミ対策を進める必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>○ロンドン条約1996年議定書の採択に伴い平成19年4月から導入された海洋汚染防止法の廃棄物の海洋投入処分許可制度の適切な実施を図ると同時に、我が国の海洋投入処分のあり方の検討を進め、海洋環境の保全を図った。また、海底下CCSに係る許可制度に関して、適切に制度を実施するため、環境影響評価やモニタリング等についての手法の高度化の検討を進めた。</p> <p>○水質、底質及び海洋生態系等を対象とした海洋環境モニタリングを行い、陸域起源及び海洋投入処分による海洋環境への影響の状況を把握した。</p> <p>○NOWPAPの活動促進のため、リモートセンシング（人工衛星による地球観測）による海洋観測を行うための研究開発を行った。また、NOWPAP富栄養化状況評価手順書を作成し、各国が本手順書に基づいて各海域における富栄養化状況の診断を始める体制を整えた。</p> <p>○漂流・漂着ゴミ問題の解決に向けて漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査で9道県10海岸のモデル地域を選定して調査を行い漂流ゴミの効率的・効果的な回収・処理方法の検討に向けた現状把握を進めるとともに、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及</p>							

	<p>び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が成立したことも関連して、漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業や地域グリーンニューディール基金への補助により、漂流・漂着ゴミの回収・処理を進めた。</p> <p>【効率性】</p> <p>○平成 19 年度において、予算の効率的活用を図るため、海洋環境モニタリングの観測測線及び観測点の見直しを行った。</p> <p>○我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、7 県 10 海岸のモデル地域を選定し、それぞれの地域の特性に応じた効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討した。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<今後の展開>	
<p>○海洋汚染防止法の廃棄物の海洋投入処分許可制度の適切な運用を図ると同時に、今後の我が国の海洋投入処分の在り方の検討を進める。</p> <p>○バラスト水条約の発効に向けて、国際的な動向等について情報を収集するとともに、関係府省と連携して批准に向けた国内法整備の検討を進める。</p> <p>○OPRC 条約及び OPRC-HNS 議定書に基づき、有害液体物質汚染事故に関わる脆弱性沿岸海域図を作成・公表し、また油汚染事故に関わる脆弱性沿岸海域図の情報の更新を行う。</p> <p>○陸域起源の汚染及び廃棄物の海洋投入処分による汚染を把握するために、日本周辺の海域において海洋モニタリングを実施する。また、事故等への対応を強化するため、衛星画像の活用の実現、我が国近海における潮流及び水塊移動速度に係る最新の知見の整理等を行う。さらに、海底下CCSに対する許可制度に係る環境影響評価やモニタリング等についての手法の高度化の検討を行う。</p> <p>○漂流・漂着ゴミ問題の解決に向けて、地域特性に則した削減方策を検討するため、引き続きモデル地域において状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討、我が国から流出するゴミの状況把握調査を行う。また、地域グリーンニューディール基金を適正に執行する。また、NOWPAP等の活用により漂着ごみ問題の解決や海洋生態系の保全に向けた国際的取組を推進する。</p>	

目標 2-4	地球環境分野における国際協力・研究調査等						
	環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献、開発途上地域における環境保全のための支援、国際研究協力の推進などを通じて、地球環境分野において国際協力及び研究調査などを推進する。						
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	2章1節4 森林環境の保全と持続可能な経営の推進						
	2章1節5 砂漠化への対処						
	2章1節6 南極地域の環境の保護						
	6章3節 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等						
	6章9節 国際的取組に係る施策						
関係課・室	総務課、環境保全対策課、環境協力室、研究調査室						
指標の名称及び単位							
指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値
指標	①						
目標を設定した根拠等	基準年	—		基準年の値	—		
	根拠等	—					

【達成の状況】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 森林の保全については企業とNGO/NPOとのパートナーシップの促進に関する調査事業及び木材調達のグリーン化普及啓発事業を実施し、砂漠化への対処についてはアフリカの砂漠化評価及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイロット事業を実施した。
- 南極地域の環境保全等の分野については、南極条約・議定書に基づく査察の実施等により、南極地域の環境保全に貢献した。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境保全に関して、G8、国連環境計画(UNEP)、経済協力開発機構(OECD)、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMU)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS) 環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与し期待どおりの成果が得られた。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他国の環境・貿易政策のレビュー等を行い、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)交渉や世界貿易機構(WTO) 交渉等に有効な知見が得られた。
- アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与し期待どおりの成果が得られた。

(研究調査)

- 重点施策に基づき、低炭素社会づくり及び賢い適応策にかかる2つの特別募集枠を設定し、重点的な資金配分を行うことにより、効率的かつ効果的な運営を行った。
- 地球環境分野の調査・研究により、地球温暖化観測に必要な基盤技術の開発や、地球温暖化分野の情報提供の推進を図った。また、IPCC への支援は、第5次評価報告書作成に向けたIPCCの諸活動に貢献した。
- 平成21年1月に打ち上げた温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測データの一般提供を平成21年10月に開始した。

【必要性】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 熱帯林をはじめとして世界の森林が失われつつあり、また、乾燥地域及び半乾燥地域において気候変動や人間活動による土地劣化等の危機が懸念されている中で、生態系全体を捉えた観点や、途上国における貧困問題という観点から、国際的枠組みの下で森林保全及び砂漠化対処の取組を進める必要がある。
- 南極地域は、環境上の高い価値があると国際的に認められており、適切な環境影響評価の実施等により南極保護法を着実に実施し、環境保護に関する国際的な貢献を図る必要がある。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要である。このような状況において、先進国である日本は、各種国際会議の開催や会議への出席、国際的枠組みへの様々な形での関与などを通して、積極的な貢献をしていく必要がある。また、経済のグローバル化が進む中で、貿易と環境の相互支持性を強化する必要がある。
- 開発途上国における環境問題は、当該途上国のみならず、我が国を含む国際社会全体に深刻な影響を及ぼす重要な課題である。アジア・太平洋地域にはなお開発途上の地域が多く、日本が先進国として当該地域の持続可能な開発に寄与することは公共的観点から必要性が高い。
- 開発途上国においては、政府によって一貫した環境政策の立案と実施が進められることが、民間やNGO等の具体的な活動の進展にもつながる。こうした観点から、政府レベルでの政策協議が必要かつ重要である。

(研究調査)

- 地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)においても指摘されているところである。
- 多様化・複雑化する環境問題の構造を的確に把握し、効果的な対策を推進するためには、最新の科学的知見を得るための研究及び、最新の技術の開発とその普及が必要である。しかしながら、環境問題に係る研究や技術開発については、市場メカニズムに任せては十分進まない場合が多い。したがって、政策ニーズの高い環境分野の調査研究、技術開発については、国が率先して総合的かつ戦略的に推進することが必要である。

評価・分析

【有効性】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 国連森林フォーラム、国際熱帯木材機関への参加等、積極的に関与することにより、森林の保全と持続可能な経営に係る国際的取組の進展に寄与した。
- 砂漠化対処条約締約国会議への参加等、積極的に関与することにより、砂漠化対処に係る国際的取組の進展に寄与した。
- 南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約・議定書に基づく査察を実施すること等により、南極地域の環境の保護に向けた国際的取組に貢献した。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境保全に関して、G8、UNEP、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMU)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行うことにより、当該枠組みの地球環境保全に関する活動を強化・推進するのみならず、我が国の国際社会におけるプレゼンスを高めることができた。また、このような場で情報交換を行うことによって、各国の優良事例と我が国の取組を比較考慮、国内世論の喚起等が可能となり、国内施策を立案する上で有効であった。
- 近年、経済成長とともに環境問題が深刻化しているアジア太平洋地域において、多国間及び二国間の国際会議開催やウェブサイト等によって互いの環境情報を交換する場を設けることは、アジア太平洋地域の環境への取り組みを進める上のみならず、我が国にとっても他国の情報を収集する上でも有効な施策であった。
- 北東アジア地域の国々との環境政策対話や環境協力プロジェクトの推進、地方公共団体等による協力の支援、国内の協力基盤の整備等を通じ、北東アジア地域を中心とした開発途上国の環境保全に貢献している。
- 他国の締結している FTA/EPA における環境条項の分析、WTO における議論の整理等は、我が国が FTA/EPA や WTO の交渉を行うに当たって環境の観点から検討を行うために有効であった。
- アジア太平洋地域では、アジア太平洋環境開発フォーラム(APFED)による地域各界関係者による政策対話や持続可能な開発の優良事例の収集、普及等を通じ、地域の持続可能な社会構築に貢献した。

(研究調査)

- 地球環境分野の調査研究については、我が国の地球温暖化分野の施策の進展に貢献した。
- 地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費の運営にあたっては、事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。
- 地球環境研究総合推進費等を活用して、政策的な観点を重視した、地球温暖化防止や生物多様性の保全等の様々な分野における地球環境研究を実施し、監視・観測を推進した。また、成果発表会や一般公開シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して成果の普及広報を図った。
- アジア太平洋地球変動ネットワーク(APN)の枠組みを活用して、アジア太平洋地域における地球変動研究と政策決定の連携を促進している。

【効率性】

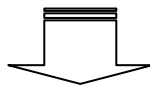
(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 世界的な森林の保全及び砂漠化への対処については、国際的枠組みの下で各国が協力して対策を講じることにより、効率的に対策を実施することができる。
- 南極地域の保護については、国際的な枠組みの下で、各国が分担協力して保護施策を推進することが最も効率的な対策である。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境保全に関しては、一国のみでの取組には限界がある。よって国内施策の実施のみならず、その情報外に提供するとともに、G8、UNEP、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMU)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みにおいて、国際社会の積極的な関与を促すことにより、保全のための効率的な問題解決を図ることができる。
- 北東アジア地域の環境管理の改善を目標に掲げて、施策を重点化するとともに、多様な主体との連携を

	<p>行うことにより、効果的・効率的に環境保全を実施している。</p> <p>○WTO 交渉の論点を整理し、また FTA/EPA 交渉において、事前に他国の状況の分析を行うなど早期の段階で環境保全の視点から検討することは、貿易と環境の相互支持性を強化する上で、効率的な手法である。</p> <p>(研究調査)</p> <p>○地球環境問題の調査研究に係る我が国の貢献については、国際的に高い評価を受けており、我が国の支援に対する費用対効果は高い。</p> <p>○地球環境研究総合推進費では、様々な研究課題を、公募を通じて、コストを勘案しつつ、公正で透明性の高い評価に基づいて選定している。必要な場合には他省庁に移替を行う等、高い効率性・競争的環境を確保している。</p> <p>○地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費では、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、調査研究や観測モニタリング等を効果的・効果的に推進している。また中間・事後評価指標の厳格化や、各課題において外部有識者を交えたアドバイザリーボード会合を開催するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<今後の展開>	
(森林・砂漠・南極)	
○持続可能な森林経営や違法伐採対策の調査、検討を行うとともに、国連森林フォーラム等の国際的取組の進展に貢献する。	
○砂漠化評価・適応策の手法検討調査等を行うとともに、砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。	
○我が国昭和基地における観測活動による環境影響に係るモニタリングの検討や、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告に関する検討を進めるとともに、国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を図る。	
(国際的な貢献と連携国際協力)	
○引き続き、G8、UNEP、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS) 環境大臣会合等の各種の枠組みで積極的に貢献する。また、WTO、FTA/EPA 交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。	
○環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会の構築を目的として、クリーンアジア・イニシアティブを推進する。また、「環境モデル都市」、「環境モデル島」の構築に向け、現地調査等を行い、事業計画を検討する。	
○各国との政策対話や、環境の状況等に関する調査結果に基づき、優先順位の高い分野から、具体的な協力を進める。	
○国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。	
(研究調査)	
○平成 22 年度は、行政ニーズに的確に応えるため、トップダウン型の戦略的研究開発領域課題を1つ立ち上げる。また、気候変動影響・適応に関する情報収集、評価・対策の検討により、効果的・効率的な適応策の推進を図る。	

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等
○オゾン層の保護のためのウィーン条約(昭和60年3月採択、昭和63年9月発効)
○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(昭和62年9月採択、平成元年1月発効)
○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)(昭和63年法律第53号)
○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)(平成13年法律第64号)
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(海洋汚染防止法)(昭和54年法律第136号)
○1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書(MARPOL(海洋汚染防止条約)73/78条約)(昭和53年2月採択、昭和58年発効)
○1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)(昭和47年11月採択、昭和50年8月発効)
○1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年議定書(ロンドン条約96年議定書)(平成8年11月、平成18年3月発効)
○1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約(OPRC(汚濁事故対策協力)条約)(平成2年11月採択、平成7年5月発効)

- 2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書(HNS議定書)(平成12年3月採択、平成19年6月発効)
- 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)(平成6年9月採択)
- 船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(バラスト水条約)(平成16年2月採択、未発効)
- 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約(砂漠化対処条約)(平成6年6月採択、平成8年12月発効)
- 生物多様性条約(平成4年5月採択、平成5年12月発効)
- 南極地域の環境の保護に関する法律(平成9年法律第61号)

目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(百万円)	H21			H22			H23 反映		
2-1	①フロン等対策推進調査費等(再掲1-1)	71	96	↑						
	②途上国におけるフロン等対策支援事業費	47	47	↓						
	*省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業(再掲1-1⑳)	—	—	—						
2-2	①東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金(後継事業は施策3)	105	96	—						
	②越境大気汚染対策推進費(後継事業は施策3)	289	288	—						
	③クリーンアジア実現のための東アジア大気汚染防止戦略検討調査費(後継事業は施策3)	80	79	—						
	*酸性雨調査研究費(再掲9-4)	—	—	—						
2-3	①ロンドン議定書国内対応事業費等(後継事業は施策3)	45	44	—						
	②海洋環境モニタリング推進費等(後継事業は施策3)	81	102	—						
	③ロンドン議定書実施のための不発陸上処理費(後継事業は施策3)	222	394	—						
	④漂流・漂着ゴミに係る削減方策調査費等(後継事業は施策3)	196	209	—						
	⑤海岸漂着物処理推進経費(後継事業は施策3)	0	11	—						
	*二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業(再掲1-1㉑)	—	—	—						
2-4	①経済協力開発機構拠出金等	45	42	↓						
	②排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等	167	181	↓						
	③地球環境戦略研究機関拠出金	550	500	→						
	④地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金	134	204	→						
	⑤国際連合環境計画拠出金等	302	276	→						
	⑥国際連合気候変動枠組条約事務局拠出金	19	17	↑						
	⑦北東アジア環境協力推進費等(H23統合:2-4⑧、2-4⑨)	107	36	↑						
	⑧日中韓環境協力推進費(H23名称変更:北東アジア環境協力推進費等)(統合:2-4⑦)	44	74	—						
	⑨クリーンアジア・イニシアティブ推進費(H23名称変更:北東アジア環境協力推進費等)(統合:2-4⑦)	171	167	—						
	⑩アジア太平洋環境開発フォーラムセカンドステージ(APFED II)活動推進費	91	72	×						
	⑪熱帯林等森林保全対策調査経費等(後継事業は施策5)	42	40	—						
	⑫南極地域自然環境保全対策費等(後継事業は施策5)	37	10	—						
	⑬貿易自由化と環境保全の相互支持性強化推進費等	68	32	×						
	⑭南極環境実態把握モニタリング事業費(後継事業は施策5)	0	11	—						
	⑮国連大学高等研究所拠出金	0	0	新						
	⑯国際連携戦略推進費	0	0	新						

⑰地球環境保全対策共通経費	96	94	→
⑱国際会議等派遣等経費(うち「国際会議等派遣費」「国際会議等資料作成費」)	189	244	↑
⑲二国間国際会議関係経費	16	0	—
⑳気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費等(うち「アジアにおける環境・経済統合影響評価モデルによる日本型環境政策検討スキームの導入支援費」「気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業」)	23	13	×
㉑地球環境保全試験研究費等(うち「地球環境研究計画策定等経費」)	4	3	×
*衛星搭載用観測研究機器製作費(再掲9-4)	—	—	—
*気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費等(うち「IPC C報告書作成支援調査費」「気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費」)(再掲9-4)	—	—	—
*地球環境保全試験研究費等(うち「地球環境保全試験研究費」)(再掲9-4)	—	—	—
*環境研究総合推進費のうち地球環境研究総合推進費(再掲9-4)	—	—	—

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
2-4-⑩	当該事業については廃止	所期の目的が達成されたため廃止
2-4-⑬	所期の目的が達成されたため廃止	所期の目的が達成されたため廃止
2-4-⑳	「気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業」は事業内容を刷新したうえでその他事業と整理統合し、効率的な事業実施に努めるべき。	「気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業」は一旦廃止し、事業内容を刷新しその他事業と整理統合。
2-4-㉑	長期にわたり実施しているため、支出内容等について適宜見直しを行い、効率的な事業実施に努めること。	「地球環境研究計画策定等経費」を廃止。また、事業内容の効率化を図ることで、概算要求額を減額

⑨特記事項

<p><政府重要政策としての該当></p> <p><当該施策に係る府省庁> 内閣官房、内閣府、外務省、水産庁、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁</p> <p><昨年度評価書からの変更点> 昨年度評価書には、「目標 2-4」の「指標の名称及び単位」欄に「①(間接)南極保護法に基づく南極渡航者の手続き率[%]」を記載していたが、国際南極旅行業者組合が発表している日本人上陸者数が、平成19年度以降「その他」に含まれてしまい、明記されていないため、割合を把握する手段が無くなったため削除した。</p>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	2-1-①	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量
	2-1-②	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量
	2-1-③	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値
	2-1-④	(参考)南極のオゾンホール面積
	2-2-①	EANETモニタリング地点数
	2-2-②	EANET分析精度管理目標達成率
	2-2-③	国内酸性雨モニタリングの年間測定値有効地点率
	2-2-④	ライダー設置地点数(環境省設置地点数)
	2-3-①	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量
指標の解説	2-1-①	HCFC生産量+HCFC輸入量-HCFC輸出量。なお、ODPトンとは、オゾン層破壊物質の量に各々のオゾン破壊係数を乗じ合計したもの。
	2-1-②	都道府県の登録を受けた回収業者から報告された機器廃棄時及び整備時における回収量を合計したもの。
	2-1-③	PRTR法に基づくオゾン層破壊物質の排出量にオゾン破壊係数を乗じて得られた数の合計。
	2-1-④	オゾン全量が220m atm-cm以下の領域の面積の当該年の最大値。
	2-2-①	EANET参加国がEANET登録地点としてモニタリングしている地点数
	2-2-②	EANET参加国が実施している精度保証・精度管理における管理目標値の達成状況
評価に用いた資料等	2-1-①	オゾン層保護法第3条第2項により公表される消費量
	2-1-②	フロン回収・破壊法に基づく平成19年度の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等の集計結果について(環境省報道発表資料)
	2-1-③	平成19年度PRTRデータの概要ー化学物質の排出量・移動量の集計結果ー
	2-1-④	オゾン層観測報告2007(気象庁)
	2-2-①	EANET年次報告書
	2-2-②	EANET分析機関間調査報告書
	2-2-③	酸性雨対策調査取りまとめ
	2-2-④	環境省資料



指標に影響を及ぼす外部要因	2-2-③ 落雷や台風等自然災害の被害による測定値取得率への影響
---------------	----------------------------------

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	廃棄物・リサイクル対策部 企画課長 金丸康夫		

① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ (※335ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	3 章	循環型社会の形成
施策(節)	1 節	4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策			
その他関連する個別計画		循環型社会形成推進基本計画(平成 20 年 3 月改定)			

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

② 施策について

施策の方針	廃棄物の発生の抑制、循環資源の適正な利用の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を構築する。				
予算動向		H19 年度	H20 年度	H21 年度	<備考>
	金額(単位:百万円)	93,508	89,026	82,816	
	一般会計	93,508	89,026	82,816	
	特別会計				
施策を構成する具体的手段	<p>【国内及び国際的な循環型社会の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進基本計画等の着実な施行。 3R イニシアティブの推進及び「新・ゴミゼロ国際化行動計画」の実行等を通じ、国際協調の推進及び途上国の循環型社会づくりの支援。 <p>【循環資源の適正な 3 R の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び資源有効利用促進法の円滑な施行等。 <p>【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法の適切な施行、市町村の一般廃棄物処理事業の 3 R 化のための支援ツールの普及等による一般廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。 <p>【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法の適切な施行等による産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。 産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の実施。 <p>【廃棄物の不法投棄の防止等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不法投棄や不適正処理(以下「不法投棄等」という。)の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策。 有害な廃棄物の適正な処理の確保等。 有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保。 <p>【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の整備及び適正な維持管理の推進。 				

③施策の方針に対する総合的な評価

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- 循環型社会形成推進基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に進めており、物質フロー指標については、資源生産性、循環利用率、最終処分量のすべてにおいて、目標に向けて進捗しており、目標達成に向け成果が得られている。
平成 20 年 3 月に閣議決定された第 2 次循環型社会形成推進基本計画の第 2 回点検の重点的検討事項として、3 つの社会（循環型社会、低炭素社会、自然共生社会）の総合的取組の状況、地域循環圏の形成を踏まえた循環型社会づくり等に向けた地方公共団体・NGO/NPO による取組、物質フロー指標や取組指標の定量的な把握・評価を設定し、施策の進捗状況など、点検結果は以下のとおり。
 - ・廃棄物統計の迅速化、精緻化に向けて廃棄物等の正確な把握・調査等を実施。
 - ・リデュース・リユースを中心とした循環型社会地域支援事業による先駆的な地域の取組への支援、リユース食器の利用推進のための自治体向け衛生ガイドラインの作成、ウェブサイト「リ・スタイル」による先進的な取組等の全国への情報発信等、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した取組を推進。
 - ・企業、国民等の関係主体が 3R に自主的に取り組むことを促す 3R エコポイントについての検討や地域の実情に根ざした循環ビジネスの先進的な取組支援など、循環型社会ビジネスの振興のための取組を実施。
 - ・地域循環圏形成に向けて、最適な規模の地域循環圏のための地域計画の策定に向けた調査や循環資源の性質に応じた調査・検討を実施。
 - ・3R 推進全国大会・地方大会の開催、先進事例の表彰、環境に優しい買い物キャンペーン等の普及啓発を通じた一人一人のライフスタイルの変革のための取組を実施。
- 国際的な循環型社会の構築に向けた取組については、環境省がイニシアティブを取って平成 21 年 11 月に東京で開催したアジア 3R 推進フォーラム設立会合において、アジア 15 カ国の参加の下、「アジア 3R 推進フォーラムの設立に関する東京 3R 宣言」が採択され、同フォーラムが設立された。アジアにおける 3R の取組を各国、各主体の連携により推進していくためのプラットフォームが設立されたことにより、将来のアジアの 3R の推進に大きく貢献するものであることから、期待どおりの成果が得られた。
- 平成 21 年 6 月に日中環境大臣間で川崎市-瀋陽市の「環境にやさしい都市協力に関する覚書」を締結するなど、自治体間レベルでのアジアにおける循環型社会構築を支援する取組が大きく進展し、期待した成果が得られた。
- 平成 19 年に設立された UNEP の「持続可能な資源管理に関する国際パネル」に対して平成 20 年度より資金拠出を行うとともに、平成 22 年 3 月には持続可能な資源管理に関するセミナー「持続可能な資源管理とアジア-UNEP 資源パネルの議論を中心に」を開催し、資源パネルの 5 つの対象分野等における研究の国際的議論の現状と、平成 21 年 9 月に発表された同パネル最初の研究報告書であるバイオ燃料に関する報告書において示されている内容を紹介・解説するなど、持続可能な資源管理に関する科学的知見の蓄積・普及にも大きく貢献しており、期待通りの成果が得られた。
- 1992 年の地球サミットで採択された「アジェンダ 21」の実施状況を年次計画に基づいて評価している国連持続可能な開発委員会(CSD)は、2010 年から 2011 年の 2 年間に「廃棄物管理」をテーマの一つに取り上げることとなっている。このため、CSD の事務局である国連経済社会局から、アジア 3R 推進フォーラムの設立など、国際的取組を積極的に行っている環境省に対し、CSD での議論を効果的に進めるため、これら会合へのインプットをとりまとめるための会合の開催が要請された。この要請を受け、CSD18 に向けた会合期間会合として 2010 年 3 月に専門家レベルでの「国連持続可能な廃棄物管理会議準備会合」を東京で開催した。この成果は 2010 年 5 月に開催される CSD18 にインプットすることとしており、国際社会への日本の貢献をアピールするなどの成果が得られた。

【循環資源の適正な 3R の推進】

- 容器包装リサイクル法については、分別収集に取り組む市町村の全市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器が前年度に引き続き 9 割を越え、段ボール製容器で今回 9 割を超えた。プラスチック製容器包装を分別する自治体も着実に増加しており、これに伴い分別収集量も引き続き増加傾向である。
- 家電リサイクル法については、平成 21 年度における再商品化率は、エアコンで 88%（法定基準 70%）、ブラウン式テレビで 86%（同 55%）、液晶・プラズマテレビで 74%（同 50%）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫で 75%（同 60%）、電気洗濯機・衣類乾燥機で 85%（同 65%）となっており、法定基準を上回る率が引き続き達成されている。
- 食品リサイクル法については、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数は 19 件、再生利用事業者の登録件数は 164 件に増加した。
- 建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成 22 年度の目標値を上回っており、木材については平成 22 年度の目標達成に向け再資源化等率が上昇してきている。特に、木材の再資源化率が向上し、縮減率は減少している。
- 資源有効利用促進法及び自動車リサイクル法については、目標値を上回る再資源化が実施されている。
以上のことから、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成 12 年度以降減少する傾向にある。一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加してきたが、平成 19 年度以降は横ばいで推移している。一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域的かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。以上のことから、目標達成に向けて着実に進展した。



【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

○前年度に比べ、産業廃棄物の排出量はほぼ横ばいであるが、再生利用認定制度等により、再生利用、適正処理は着実に進んでいる。平成21年度末時点で、産業廃棄物の再生利用認定制度においては48件が認定を受けており、また、広域認定制度においては184件が認定を受けた。また、無害化処理認定制度においては、1件が認定を受けている。PCB廃棄物の処理については、平成28年7月までの処理完了という目標に向け、全国的な処理体制を整備し、処理が進展している。優良性評価基準適合確認件数は、前年度に比べ887件増加し、2,968件となり、電子マニフェスト普及率も前年度約14%から約19%となっており、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及とともに順調に進展しつつある。以上のことから目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

- 不法投棄等の対策については、これまで累次にわたる廃棄物処理法の改正による排出事業者の責任追及の強化、不法投棄等に対する罰則の強化等を行うとともに、ITに加えて衛星画像の活用、地方環境事務所を拠点とした関係機関等との連携による監視・啓発活動及び現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者等の責任追及の支援等による未然防止・拡大防止対策を着実に推進している。また、不法投棄等に起因する支障の除去等を実施する都道府県等に対して廃棄物処理法や産廃特措法に基づいた財政支援等を行うことにより、不法投棄等の残存事案対策を着実に推進している。
- 有害な廃棄物の適正な処理の確保等については、PFOSを含む残留性有機汚染物質(POPs)を含有する廃棄物や感染性廃棄物の適正処理方策についての検討等を行い、マニュアルや技術的な留意事項等としてとりまとめて関係機関に周知する等の取組を着実に進めている。また、クリアランス廃棄物等の適正かつ円滑な処理を確保するための取組も着実に進めている。
- 有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保については、地方環境事務所と連携し、バーゼル条約に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)による厳格な輸出入審査を実施するとともに、有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談、立入検査等の充実・強化、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショップ等の継続的な開催など、有害廃棄物等の適正な輸出入管理と国際的な循環型社会の形成のための取組を着実に推進している。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

- 浄化槽処理人口普及率については、平成24年度に12%という目標(廃棄物処理施設整備計画)の達成には大変な困難が伴うと考えられるが、過去5年間の推移を見ると、8.37%から8.87%へと向上しているとともに、平成20年度における浄化槽新設基数は約15万基、浄化槽設置基数は平成16年度から平成20年度の5年間で57万基以上増加し、生活排水対策が着実に進展しているといえる。
- また、平成21年度予算において、環境負荷の高い単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換要件の緩和や、先進的な取組を行う事業を浄化槽整備区域促進特別モデル事業として実施(助成率1/2)するなど、浄化槽整備事業に対する支援のより一層の充実を図っている。

④今後の主な課題

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- 国内の循環型社会の構築について、今後の主な課題としては以下のとおり。
 - ・循環資源を含めた資源価格の変動、産業構造の変化やインフラ整備の進展など、これまでのシステムに大きな変化が生じている可能性や温室効果ガスを25%削減するという目標などを踏まえ、長期的な視野に立って新しい循環型社会の姿についての検討が必要。
 - ・地域循環圏の形成の推進に当たっては、地域循環圏のための地域計画の策定を引き続き進めつつ各地域で行われている地域循環圏づくりの取組状況について調査を行うとともに、地域住民、NGO/NPO、事業者、地方公共団体等が連携して地域循環圏を構築し、地域活性化に発展するように支援を行うことが必要。
 - ・環境と経済の好循環を生み出していくため、廃棄物を資源として徹底的に活用し、また、循環型ライフスタイルの定着を図る循環型社会ビジネスの一層の活性化や廃棄物の発生抑制等に取り組み、循環型社会ビジネスの振興を通じた循環型社会づくりの戦略的高度化を図ること。また、その前提となる廃棄物の適正処理を進めることが必要。
 - ・研究分野の成果も活用しながら、引き続き指標相互間の関連を把握しつつ、さらに指標の分析を深め、廃棄物統計等の早期化・速報化や精度向上を進めることが必要。
- 国際的な循環型社会の構築については、国際情勢や国際経済の変動の影響に配慮しつつ、「アジア3R推進フォーラム」についてアジアの様々な主体の参加を得つつ展開し、これらをはじめとする様々な場を活用し、我が国の経験・知見を活かして、アジア各国における3R政策の戦略的・計画的な実施を支援することが必要。具体的には、アジア3R推進フォーラムの下で、3Rに関するハイレベルの政策対話の促進、各国における3Rプロジェクト実施への支援の促進、3R推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化等の推進が必要。また、2011年5月に開催されるCSD19における世界の廃棄物管理の将来の取組についての政策的議論に対して貢献していくことが必要。さらに、これらのプロセスを通じ、我が国の循環ビジネスのアジアへの展開を促進することも重要。

【循環資源の適正な3Rの推進】

- 循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、とりわけリデュース、リユースの取組を進める必要がある。各種リサイクル法については、さらなる円滑な施行及び法に定める見直し時期を踏まえた制度の見直しを進める。また、使用済小型家電に含まれるレアメタルのリサイクルについて、効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等の検討

が必要。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 一般廃棄物について、バイオマス利活用の推進や廃棄物発電等のエネルギー利用強化を重視しながら、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりが重要。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 産業廃棄物の適正処理のために、排出事業者及び処理業者の優良化や電子マニフェストの普及拡大をさらに推進することが必要。また、PCB 汚染物等や微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理体制の構築及び石綿含有廃棄物の安全かつ円滑な処理ルートの確保、安全・安心な産業廃棄物最終処分場の確保が必要。さらに、廃棄物処理制度の施行状況の評価及び点検を行い、必要に応じて見直しを行うことが必要。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

- 不法投棄等の事案については、ピーク時より件数・量ともに減少又は減少傾向にあるものの、年間 300 件程度、20 万トン程度の不法投棄事案が新たに判明している。また、未だ必要な生活環境保全上の支障又はそのおそれの除去等の措置が完了していないものが、平成 20 年度末時点で 2,675 件、約 17 百万トンの不法投棄等の事案が残存しており、そのうち現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがあり、それらの支障の除去を直ちに又は計画的に実施しなければならないと報告のあったものが数十事案ある。このため、引き続き生活環境保全上の支障又はそのおそれのある事案に係る支障除去等事業を着実に進めるとともに、新たな大規模事案を発生させないため、不法投棄等の未然防止・拡大防止対策を引き続き強化することが必要。
- 有害な廃棄物の発生抑制・適正処理のため、引き続き製品の製造・使用段階を含めた管理を推進することが必要。また、改正された放射線障害防止法に基づきクリアランスされる廃棄物等の適正かつ円滑な処理を確保するためのトレーサビリティの確保を図ることが必要。
- これまでに、ブラウン管テレビの中古判断基準の策定や税関と連携・協力した水際対策等をおこなってきたところであるが、昨今、アジア各国の急速な経済成長に伴う資源需要の増大等を背景に、我が国からの循環資源の輸出が急増している一方、脱法的な廃棄物等の輸出や輸出先での環境上不適正な処理に伴う健康や環境への影響が懸念されていることから、引き続き、アジア地域全体での監視体制を強化しつつ、有害廃棄物等の不法輸出入の防止対策の強化を図るを進めることが必要。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

- 浄化槽の普及率は、平成 16 年度から平成 20 年度までの推移を見ると、8.37%から 8.87%へと向上したにとどまっており、廃棄物処理基本計画に示されている平成 24 年度に普及率 12.0%の達成は難しい状況にある。
- 単独処理浄化槽は平成 13 年度から新規設置を禁止して以来、設置基数は減少しており、平成 20 年度は年間約 19 万基減少したが、合併処理浄化槽と合わせた全設置基数のうち、未だ約 65%を占めているため、合併処理浄化槽への転換をより一層推進していく必要がある。
- 浄化槽法第 11 条に基づく定期検査（以下「11 条検査」という。）の受検率は、平成 20 年度に 27.2%と平成 19 年度に比べて 1.5 ポイント増加したものの、低い水位で推移しており、今後も法定検査の受検率向上に向けた取組をより一層推進していく必要がある。



⑤今後の主な取り組み

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- 国内の循環型社会の構築については、近年の変化に対応できる施策に活かすため、中長期の循環型社会の姿について検討を行う。また、引き続き、地域循環圏の形成の推進のための検討や地域循環圏のための地域計画の策定、各地域で行われている地域循環圏づくりの取組状況について調査を行うとともに、地域住民、NGO/NPO、事業者、地方公共団体等が連携して実施する地域の取組への支援を行う。
さらに、3R推進全国大会及び地方大会、循環型社会形成推進功労者大臣表彰など、ライフスタイルの変革や発生抑制等のための普及啓発・調査検討に取り組むとともに、地域一体となって経済的手法を活用した3Rを促すため、3Rエコポイント導入のためのガイドラインの作成や循環型社会ビジネス振興の支援を行う。
このほか、研究分野とも連携しながら、物質フロー指標等の課題や方向性について検討するとともに、廃棄物統計の早期化・速報化や精度向上を進める。
- 国際的な循環型社会の構築については、アジアにおける循環型社会の構築に向けて、アジア3R推進フォーラムについて会合の定期的開催、参加者間の情報共有等を進め、アジア3R推進フォーラムの下で、3Rに関するハイレベルの政策対話の促進、各国における3Rプロジェクト実施への支援の促進、3R推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化等を進めていく。また、二国間の3R推進の協力の構築と展開を進める。この中で我が国の循環ビジネスのアジアへの展開に向けた基盤整備を行う。さらに、CSD19 への貢献のため、世界レベルの廃棄物管理推進の議論を進めるための意見の集約にリーダーシップを取って貢献する。

【循環資源の適正な3Rの推進】

○容器包装リサイクルについては、容器包装のリユースの促進について、マイボトル・マイカップなどの普及促進に向けた普及啓発活動を行う。また、容器包装プラスチックの再商品化手法及び入札制度のあり方について、中長期的な課題の議論を行う。また、引き続き、容器包装のリサイクルについて、更に信頼性を高めるための検討を進める。建設リサイクルについては、平成20年12月のとりまとめを踏まえ、建設リサイクル法基本方針の見直しを行う。自動車リサイクルについては、平成22年1月に「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめを行ったことから、本報告書における提言事項を踏まえ、必要な措置を講ずる予定。他の個別リサイクル法についてもリデュース・リユースの取組をさらに進めつつ、政省令の整備や普及啓発等により円滑な施行を行う。また、レアメタルのリサイクルについては、効率的・効果的な回収方法の検討、回収された使用済小型家電についてレアメタルの含有実態の把握等の実施、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理等についての検討を引き続き行い、経済性の検討及びリサイクルシステムの構築に向けた課題の整理を行っていく。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○一般廃棄物について、バイオマス利活用の推進や廃棄物発電等のエネルギー利用の強化、廃棄物処理施設における基幹的設備の改良事業に対する支援等を実施しながら、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりを進めていく。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○産業廃棄物について、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及等をより推進するために、引き続き、暴力団排除対策の推進、制度の普及及び導入時のインセンティブの周知を行う。また、3R及び適正処理の推進のための取組を引き続き推進するとともに、PCB 廃棄物処理の推進方策及び最終処分場の基準のあり方についての検討を行うなど、安心・安全な最終処分等の計画的確保を図る。さらに、廃棄物処理制度の施行状況の評価及び点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

○不法投棄等の対策については、引き続き現に生活環境保全上の支障等のある事案を中心に、詳細な支障の状況等の把握を行い、支障等の度合いに応じて優先順位をつけた計画的な支障除去等事業を展開する。
また、不法投棄等の支障除去等事業完了後の跡地のイメージアップや廃棄物最終処分所の立地の促進を図るため、これら跡地等の利活用方策のモデル事業を行う。

○水銀や残留性有機汚染物質（POP s）等の有害特性を有する化学物質を含む廃棄物について、生活環境保全上の支障等の未然防止を図るため、国際動向に対応し、適正な処理を確保するための仕組みを構築する。

○有害廃棄物等の不法輸出入監視能力の強化とアジアでの資源の適正な循環の確保を図る。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

○平成22年度より単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う単独処理浄化槽撤去費用への助成要件の年限撤廃や、省エネルギー対応型の浄化槽の整備を行う際、一定の要件に合致する市町村に対し「低炭素社会対応型浄化槽整備促進事業」（助成率1/2）として実施するなど、浄化槽整備事業に対する支援の充実を図っていく。

○浄化槽に関するシンポジウム、環境省ホームページ等による積極的な普及啓発を行う。

○市町村による積極的な浄化槽整備区域の設定において、ノウハウの提供等支援する取組を行う。



施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組を引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	⑤	定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	⑤

目標 4-1	国内及び国際的な循環型社会の構築							
	循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、ゴミゼロ国際化行動計画等に基づいて国際的な循環型社会構築を図る。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	第3章 循環型社会の形成							
関係課・室	企画課循環型社会推進室							
指標の名称及び単位	①資源生産性 [万円/ト] (GDP÷天然資源等投入量) ②循環利用率 [%] (循環利用量÷総物質投入量(天然資源等投入量+循環利用量)) ③最終処分量 [百万ト] (廃棄物最終処分量)							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	約33	約35	約36	—	—	42	
	②	約12	約13	約14	—	—	14~15	
	③	約32	約29	約27	—	—	23	
目標を設定した根拠等	基準年	平成12年度			基準年の値	①約26	②約10	③約56
	根拠等	第2次循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月)						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○循環型社会形成推進基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に進めており、物質フロー指標については、資源生産性、循環利用率、最終処分量のすべてにおいて、目標に向けて進捗しており、目標達成に向け成果が得られている。</p> <p>平成20年3月に閣議決定された第2次循環型社会形成推進基本計画の第2回点検の重点的検討事項として、3つの社会(循環型社会、低炭素社会、自然共生社会)の総合的取組の状況、地域循環圏の形成を踏まえた循環型社会づくり等に向けた地方公共団体・NGO/NPOによる取組、物質フロー指標や取組指標の定量的な把握・評価を設定し、施策の進捗状況など、点検結果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物統計の迅速化、精緻化に向けて廃棄物等の正確な把握・調査等を実施 ・リデュース・リユースを中心とした循環型社会地域支援事業による先駆的な地域の取組への支援、リユース食器の利用推進のための自治体向け衛生ガイドラインの作成、ウェブサイト「リ・スタイル」による先進的な取組等の全国への情報発信等、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した取組を推進。 ・企業、国民等の関係主体が3Rに自主的に取り組むことを促す3Rエコポイントについての検討や地域の実情に根ざした循環ビジネスの先進的な取組支援など、循環型社会ビジネスの振興のための取組を実施。 ・地域循環圏形成に向けて、最適な規模の地域循環圏のための地域計画の策定に向けた調査や循環資源の性質に応じた調査・検討を実施。 ・3R推進全国大会・地方大会の開催、先進事例の表彰、環境に優しい買い物キャンペーン等の普及啓発を通じた一人一人のライフスタイルの変革のための取組を実施。 <p>○国際的な循環型社会の構築に向けた取組については、環境省がイニシアティブを取って平成21年11月に東京で開催したアジア3R推進フォーラム設立会合において、アジア15カ国の参加の下、「アジア3R推進フォーラムの設立に関する東京3R宣言」が採択され、同フォーラムが設立された。アジアにおける3Rの取組を各国、各主体の連携により推進していくためのプラットフォームが設立されたことにより、将来のアジアの3Rの推進に大きく貢献するものであることから、期待どおりの成果が得られた。</p> <p>○平成21年6月に日中環境大臣間で川崎市・瀋陽市の「環境にやさしい都市協力に関する覚書」を締結するなど、自治体間レベルでのアジアにおける循環型社会構築を支援する取組が大きく進展し、期待した成果が得られた。</p> <p>○平成19年に設立されたUNEPの「持続可能な資源管理に関する国際パネル」に対して平成20年度より資金拠出を行うとともに、平成22年3月には持続可能な資源管理に関するセミナー「持続可能な資源管理とアジア-UNEP資源パネルの議論を中心に」を開催し、資源パネルの5つの対象分野等における研究の国際的議論の現状と、平成21年9月に発表された同パネル最初の研究報告書であるバイオ燃料に関する報告書において示されている内容を紹介・解説するなど、持続可能な資源管理に関する科学的知見の蓄積・普及にも大きく貢献しており、期待通りの成果が得られた。</p> <p>○1992年の地球サミットで採択された「アジェンダ21」の実施状況を年次計画に基づいて評価している国連</p>							

持続可能な開発委員会(CSD)は、2010年から2011年の2年間に「廃棄物管理」をテーマの一つに取り上げることとなっている。このため、CSDの事務局である国連経済社会局から、アジア3R推進フォーラムの設立など、国際的取組を積極的に行っている環境省に対し、CSDでの議論を効果的に進めるため、これら会合へのインプットをとりまとめるための会合の開催が要請された。この要請を受け、CSD18に向けた会期間会合として2010年3月に専門家レベルでの「国連持続可能な廃棄物管理会議準備会合」を東京で開催した。この成果は2010年5月に開催されるCSD18にインプットすることとしており、国際社会への日本の貢献をアピールするなどの成果が得られた。

【必要性】

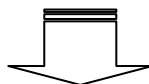
- 我が国の経済社会を、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な社会へと変えていくためには、循環型社会の形成を図るための施策を総合的かつ計画的に推進し、我が国の経済社会活動を循環型に変えていくことが必要である。
- 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づく「第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）」に従い、各種施策を推進しつつ、進捗状況や目標の達成状況を検証し、その効果を各種施策に反映していくとともに、年次報告等を活用して計画の普及を図ることが必要である。また、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の3つの社会の統合的取組のさらなる推進、地域循環圏の形成による地域活性化につなげること等が必要である。
- 世界的な経済危機に伴う資源需要の変動、中長期的に予想される資源制約に適切に対応していくためには、国際的な連携と協力をさらに進めることにより、3Rの推進等を通じた循環型社会の形成を国際的に推進する必要がある。

【有効性】

- 平成19年度における資源生産性及び循環利用率が平成12年度に比べてそれぞれ約37%及び約3.5ポイント上昇するとともに、最終処分量は平成12年度と比べ約53%減少しており、平成27年度目標に向けて着実に進捗しており、循環型社会の構築が進展している。
- 循環型社会形成推進基本計画の進捗状況を毎年点検することにより、循環型社会の形成に向けた進捗を定量的に把握するとともに、その要因を解析することで、具体的な施策への反映も可能となっている。こうした結果は閣議報告し、さらに年次報告にとりまとめて国会に報告するとともに、一般向けには環境・循環型社会白書として環境省ホームページに公表している。
- アジア各国における経済発展に伴う廃棄物の増加・質の多様化に対応するため、「アジア3R推進フォーラム」の下で廃棄物管理に関する我が国の知見・経験を活用した3R推進のための国別戦略の策定支援（タイ、バングラデシュ、カンボジア、フィリピン、ベトナム、インドネシア）、3Rナレッジハブなど情報・技術の拠点整備等の支援を行い、G8各国はもとより、アジア等の途上国においても、情報や経験の共有が進み、3R関連の制度や戦略の策定、能力向上の取組が進展している。また、二国間協力の推進による具体的な3R活動の実践の推進、国連への協力による世界的な議論への貢献により、幅広い範囲を対象にした3Rの推進に効果的であった。

【効率性】

- 循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会の形成に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に不可欠であり、同計画の進捗状況及び目標の達成状況の検証を実施し、施策に反映していくことは、計画の推進を効率的に実施していくために重要な施策である。
- 国民に対する普及啓発活動では、インターネット等の利用可能なメディアを活用して広く国民に対して情報提供を行い、啓発効果が上がるよう対象を絞って効率的に実施した。また、年次報告の作成・公表、地方環境事務所における説明会により施策の状況を国民に紹介している。
- アジア等における3Rの推進に関しては、国連環境計画等の国際機関が実施する活動との連携・協力を図っているほか、我が国の地方自治体、NGO等の民間団体、関連学界等とも連携・協力し、その知見・経験・人材を活用して、効率的に推進している。また、アジア3R推進フォーラム設立会合や国連持続可能な廃棄物管理会議準備会合を開催し、アジアや世界全体の廃棄物管理・3Rに関する様々な関係者を集め、幅広い課題の集約と今後の取組についての意見をまとめることができ、またそれを地域レベル及び世界レベルに共有することができ、国際的な3R推進の議論が効率的に進展した。



＜今後の展開＞

- 平成22年3月に閣議報告された第2次循環基本計画の進捗状況の第2回点検結果に基づき、循環資源を含めた資源価格の変動、産業構造の変化やインフラ整備の進展など、これまでのシステムに大きな変化が生じている可能性や温室効果ガスを25%削減するという目標などを踏まえ、長期的な視野に立って新しい循環型社会の姿についての検討を進める。

地域循環圏の形成の推進に当たっては、地域循環圏のための地域計画の策定を引き続き進めつつ各地域で行われている地域循環圏づくりの取組状況について調査を行うとともに、地域住民、NGO/NPO、事業者、地方公共団体等が連携して地域循環圏を構築し、地域活性化に発展するように支援を行う。

環境と経済の好循環を生み出していくため、廃棄物を資源として徹底的に活用し、また、循環型ライフスタイルの定着を図る循環型社会ビジネスの一層の活性化や廃棄物の発生抑制等に取り組み、循環型社会ビジネスの振興を通じた循環型社会づくりの戦略的高度化を図る。

研究分野の成果も活用しながら、引き続き指標相互間の関連を把握しつつ、さらに指標の分析を深める。また、廃棄物統計等の早期化・速報化や精度向上を進める。

○アジアにおける循環型社会の構築に向けて、アジア3R推進フォーラムについて会合の定期的開催、参加者間の情報共有等を進め、アジア3R推進フォーラムの下で、3Rに関するハイレベルの政策対話の促進、各国における3Rプロジェクト実施への支援の促進、3R推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化、市民、NGO/NPOによるアジア3R推進市民フォーラムの支援等を進めていく。また、二国間の3R推進の協力の構築と展開を進める。この中で我が国の循環型社会のアジアへの展開に向けた基盤整備を行う。さらに、CSD19 への貢献のため、世界レベルの廃棄物管理推進の議論を進めるための意見の集約にリーダーシップを取って貢献する。

目標 4-2	循環資源の適正な3Rの推進						
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	各種リサイクル法の円滑な施行等により、循環資源の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。						
関係課・室	リサイクル推進室						
指標の名称及び単位	<p>①容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量 [千ト]</p> <p>ア. 無色のガラス製容器 カ. プラスチック製容器包装 イ. 茶色のガラス製容器 キ. スチール製容器 ウ. その他の色のガラス製容器 ク. アルミ製容器 エ. 紙製容器包装 ケ. 段ボール製容器 オ. ペットボトル コ. 飲料用紙製容器</p> <p>②家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率 [%]</p> <p>ア. 家庭用エアコン イ. テレビ ウ. 冷蔵庫・冷凍庫 エ. 洗濯機・衣類乾燥機</p> <p>③食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率 [%]</p> <p>食品産業全体 ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業</p> <p>④建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率 [%]</p> <p>ア. コンクリート塊 イ. アスファルト・コンクリート塊 ウ. 建設発生木材</p> <p>⑤資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率 [%]</p> <p>ア. デスクトップパソコン イ. ノートブックパソコン ウ. ブラウン管式表示装置 エ. 液晶式表示装置 オ. ニカド電池 カ. ニッケル水素電池 キ. リチウムイオン電池 ク. 小形制御弁式鉛蓄電池</p> <p>⑥自動車リサイクル法における自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）及びガス発生器（エアバッグ類）の再資源化率 [%]</p> <p>ア. 自動車破砕残さ（シュレッダーダスト） イ. ガス発生器（エアバッグ類）</p> <p>⑦（間接）容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数（全市町村数に対する割合）[市町村数(%)]</p> <p>ア. 無色のガラス製容器 カ. プラスチック製容器包装 イ. 茶色のガラス製容器 キ. スチール製容器 ウ. その他の色のガラス製容器 ク. アルミ製容器 エ. 紙製容器包装 ケ. 段ボール製容器 オ. ペットボトル コ. 飲料用紙製容器</p>						
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値
指標	①ア 342	339	332	327	調査中	H24年度	356 (計画値)

イ	293	292	291	287	調査中		307 (計画値)
ウ	174	181	186	181	調査中		184 (計画値)
エ	71	82	83	84	調査中		171 (計画値)
オ	252	268	283	284	調査中		340 (計画値)
カ	559	609	644	672	調査中		1,004 (計画値)
キ	330	305	275	249	調査中		307 (計画値)
ク	140	134	126	124	調査中		152 (計画値)
ケ	555	584	583	554	調査中		781 (計画値)
コ	16	16	17	15	調査中		28 (計画値)
② ア	84	86	87	89	調査中	各年度	60(～H20 年度) 70(H21 年度～)
イ	77	77	86	89	調査中		55(ブラウン管) 50(液晶・プラズ マ)
ウ	66	71	73	74	調査中		50(～H20 年度) 60(H21 年度～)
エ	75	79	82	84	調査中		50(～H20 年度) 65(H21 年度～)
③ ア	52	53	54	調査中	調査中	H24 年度	—
イ	81	81	81	調査中	調査中		85
ウ	61	62	62	調査中	調査中		70
エ	31	35	35	調査中	調査中		45
オ	21	22	22	調査中	調査中		40
④ ア	98	-	-	97	-	H22 年度	95
イ	99	-	-	98	-		95
ウ	91	-	-	89	-		95
⑤ ア	75.2	76.0	75.1	77.3	調査中	各年度	50
イ	53.2	54.7	53.7	54.1	調査中		20
ウ	76.9	75.8	78.1	75.4	調査中		55
エ	66.3	68.9	70.7	70.8	調査中		55
オ	73.2	73.3	73.5	73.3	調査中		60
カ	76.5	76.6	76.6	76.6	調査中		55
キ	63.0	62.2	64.1	63.3	調査中		30
ク	50.0	50.0	50.0	50.0	調査中		50
⑥ ア	48.0～70.0	63.7～75.0	64.2～78.0	72.4～80.5	調査中	各年度	30
イ	93.0～94.7	93.5～95.1	92.0～94.7	94.1～94.9	調査中		85
⑦ ア	1,753 (95.1%)	1,732 (94.8%)	1,736 (95.6%)	1,723 (95.7%)	調査中	H24 年度	1,784 (97.9%) (計画値)
イ	1,760 (95.4%)	1,736 (95.0%)	1,741 (95.9%)	1,724 (95.8%)	調査中		1,786 (98.0%) (計画値)
ウ	1,747 (94.7%)	1,726 (94.5)	1,731 (95.3%)	1,716 (95.3%)	調査中		1,794 (98.2%) (計画値)
エ	551 (29.9%)	599 (32.8%)	696 (38.3%)	644 (35.8%)	調査中		974 (53.3%) (計画値)

	オ	1,747 (94.7%)	1,752 (95.9%)	1,765 (97.2%)	1,765 (98.1%)	調査中		1,806 (98.9%) (計画値)
	カ	1,160 (62.9%)	1,234 (67.5%)	1,304 (71.8%)	1,308 (72.7%)	調査中		1,517 (83.0%) (計画値)
	キ	1,826 (99.0%)	1,793 (98.1%)	1,795 (98.8%)	1,780 (98.9%)	調査中		1,821 (99.7%) (計画値)
	ク	1,827 (99.1%)	1,800 (98.5%)	1,799 (99.1%)	1,780 (98.9%)	調査中		1,822 (99.7%) (計画値)
	ケ	1,551 (84.1%)	1,588 (86.9%)	1,627 (89.6%)	1,620 (90.0%)	調査中		1,759 (96.3%) (計画値)
	コ	1,344 (72.9%)	1,355 (74.2%)	1,405 (77.4%)	1,390 (77.2%)	調査中		1,591 (87.1%) (計画値)
	基準年	-			基準年の値	-		
目標を設定した根拠等	根拠等	<p>①、⑦容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律</p> <p>②特定家庭用機器再商品化法施行令</p> <p>③食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針</p> <p>④特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針</p> <p>⑤パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令、及び密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令</p> <p>⑥使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則</p>						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○容器包装リサイクル法については、分別収集に取り組む市町村の全市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器が前年度に引き続き9割を越え、段ボール製容器で今回9割を超えた。プラスチック製容器包装を分別する自治体も着実に増加しており、これに伴い分別収集量も引き続き増加傾向である。</p> <p>○家電リサイクル法については、平成21年度における再商品化率は、エアコンで88%（法定基準70%）、ブラウン式テレビで86%（同55%）、液晶・プラズマテレビで74%（同50%）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫で75%（同60%）、電気洗濯機・衣類乾燥機で85%（同65%）となっており、法定基準を上回る率が引き続き達成されている。</p> <p>○食品リサイクル法については、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数は19件、再生利用事業者の登録件数は164件に増加した。</p> <p>○建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成22年度の目標値を上回っており、木材については平成22年度の目標達成に向け再資源化等率が上昇してきている。特に、木材の再資源化率が向上し、縮減率が減少している。</p> <p>○資源有効利用促進法については、目標値を上回る再資源化が実施されている。</p> <p>○自動車リサイクル法については、自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）について72.4～80.5%（目標値30%）、エアバッグ類について94.1～94.9%（目標値85%）と目標値を上回る再資源化が実施されている。</p> <p>以上のことから、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。</p> <p>【必要性】</p> <p>○最終処分場の残余容量のひっ迫が深刻な状況となっている中、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の観点から、従来、焼却処分、埋立処分されていた廃棄物、特に、発生量の多い容器包装、家電、自動車などの廃棄物及び建設廃棄物の資源としての循環的な利用を促進するため、各種リサイクル制度の適正な運用が必要である。個別のリサイクル法については、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル法については、一般家庭から排出される廃棄物のうち容積比で約6割を占める容器包装廃棄物を削減し、家庭から排出される廃棄物の削減に資するとともに、資源の有効利用を促進するために法の適切な運用が必要である。 							

- ・ 使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るため、自動車リサイクル法の適正な施行を推進することが必要である。
- ・ 食品リサイクルについては、多量発生事業者に係る定期の報告や食品関連事業者の再生利用等の取組の円滑化を促進するため、関係者に対する普及啓発等を行う必要がある。
- ・ 国際的な資源問題への対応や有害物質管理の必要性が高まっていることも踏まえ、使用済小型家電からのレアメタルのリサイクルについて、効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等の検討が必要である。

【有効性】

- 容器包装リサイクル法の施行以降、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量では約125万トン（平成9年度）から約278万トン（平成20年度）に増加している。また、個々の特定事業者においても、容器包装の軽量化・薄肉化等による使用量の削減や、詰め替え型容器の開発、リターナブルシステムの調査・研究を行うなど、容器包装の削減に向けた取組が進展している。さらに、3R推進マイスター制度や表彰制度の活用により、レジ袋を始めとした容器包装の排出抑制の取組や地域における連携・協働の取組が進展した。
- 家電リサイクル法について、平成21年度に全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は18,786千台（前年度比約45.8%増）であり、全体的に順調に推移した。また、再商品化率については、政令で定められた基準を超えて再商品化が実施された。
- 食品リサイクル法について、「食品リサイクル制度における登録再生利用事業者制度の説明、リサイクルループの事例紹介及び再生利用施設の現場見学に関する地域別説明会」を全国8箇所で開催し、再生利用事業者等に対し、普及啓発を行うことにより、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数や再生利用事業者の登録件数が増加した。
- 建設リサイクル法について、平成20年12月にまとめられたとりまとめに基づき、分別解体省令及び建設リサイクル法施行規則の改正を行い、届出様式の見直し及び木材の分別解体に係る施工順序を詳細化した。それにより、建設発生木材のより一層の再資源化等が図られる。
- 自動車リサイクル法について、自動車製造事業者等による処理体制の整備促進や処理の効率化により自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）及びガス発生器（エアバッグ類）の再資源化率（平成20年度）はすべてのメーカーで目標値を達成しており、効果を上げている。
- 資源有効利用促進法について、パソコン、小形二次電池の再資源化率（平成20年度）についてはすべての製品区分で目標値を達成しており、効果を上げている。
- レアメタルのリサイクルについて、「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を設置し、平成20年12月より会合を計5回開催したほか、全国7地域で使用済小型家電の回収モデル事業を実施し、使用済小型家電の効率的な回収方法、レアメタルの回収技術、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性、についてデータを収集し分析を行った。

【効率性】

- 環境省が実施している各リサイクル制度の運営上の課題に関する調査研究等により、リサイクル事業の円滑な実施、更なる推進が図られることとなり、各種リサイクル制度の適正な施行を図る上で効率的である。
- 施策の実施に必要な予算額に比して、その結果として事業の円滑化及び発展が見込まれるリサイクル事業に係る経済規模は相当程度の大きさであり、期待される効果は大きなものと考えられる。
- 地方環境事務所と連携することにより、家電量販店への立入検査等による家電リサイクル法の適正かつ円滑な施行を効率的に推進した。実際に、家電リサイクル法に基づき、地方環境事務所は、530件の立入検査を行い、うち1件について勧告を行った（平成21年度）。また、地方環境事務所による自動車製造業者等への立入検査、関係自治体による関連事業者の指導等を通じ、自動車リサイクル法の適正な施行を効率的に推進した。平成21年度の自動車リサイクル法に基づく立入検査は282件であった。



＜今後の展開＞

- 循環資源の3Rについては、各種リサイクル法において着実な成果をあげているが、更なるシステムの充実強化や、法に定める評価・検討の時期を迎えることから、下記の政策を展開する。
 - ・ 容器包装リサイクルについては、容器包装廃棄物のリデュース、リユースに重点を置いた普及啓発活動を展開するとともに、容器包装プラスチックの再商品化手法及び入札制度のあり方について、中長期的な課題の議論を行う。また、引き続き、容器包装のリサイクルについて、更に信頼性を高めるための検討を進める。
 - ・ 家電リサイクルについては、平成21年4月より追加された対象機器を含め、適切なりサイクルが行われるよう法制度を円滑かつ着実に実施する。
 - ・ 食品リサイクルについては、平成21年度に提出のあった多量発生事業者からの定期の報告を分析し、発生抑制の数値目標を規定する基準となる原単位データの検討を引き続き行う。また、食品リサイクル法に関する地方自治体向け説明会などを実施し、食品リサイクルを着実に進める。

- ・ 建設リサイクルについては、平成20年12月にまとめられた、とりまとめを基に、建設リサイクル法基本方針の改正を行う予定。
- ・ 自動車リサイクルについては、法の施行状況について検討を行うとともに、平成22年1月に「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめを行ったところ。今後、本報告書における提言事項を踏まえ、必要な措置を講ずる予定。
- ・ 資源有効利用促進法については、パソコン及び小形二次電池の流通実態等の把握を行いながら、適切かつ円滑な運用に努める。
- ・ レアメタルのリサイクルについては、使用済小型家電の回収モデル事業を引き続き実施し、効率的な回収方法のあり方を検討するなど、リサイクルシステムの構築に向けた課題の整理を行っていく。

目標 4-3	一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)							
	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	3章1節 循環型社会の形成に向けた法制度の施行について							
	3章2節 循環型社会を形成する基盤整備							
関係課・室	廃棄物対策課							
指標の名称及び単位	①一般廃棄物の排出量 [百万ト] (国民1人当たり [g/日]) ②一般廃棄物のリサイクル率 [%] ③一般廃棄物の最終処分量 [百万ト] ④一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量 [g-TEQ/年] ⑤ (参考) ごみ発電の総発電能力 [MW] ⑥ (参考) ごみ発電の総発電量 [GWh]							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	53(1,131)	52(1,115)	51(1,089)	48(1,033)	H24年度	50	
	②	19	20	20	20		25	
	③	7.3	6.8	6.3	5.5	H22年度	6.4	
	④	62	54	52	42		51	
	⑤	1,512	1,590	1,604	1,615	H24年度	2,500	
	⑥	7,090	7,190	7,132	6,935	H21年度	11,800	
目標を設定した根拠等	基準年	①～②平成19年度 ③平成9年度 ④平成15年度			基準年の値	①52 ④71	②20	③12
	根拠等	①～②廃棄物処理施設整備計画 ③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 ④我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画 ⑤、⑥京都議定書目標達成計画、廃棄物処理施設整備計画						
評価・分析	【達成の状況】 ○一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成12年度以降減少する傾向にあり、平成20年度は、前年度に比べそれぞれ2,710千トン/年、56g/日減少している。一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加してきたが、平成19年度以降は横ばいで推移している。一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域的かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。以上のことから目標達成に向けて着実に進展している。							
	【必要性】 ○近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に裕福になる一方で、廃棄物の排出量は高水準で推移し、最終処分場の残余年数のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきている。 ○大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、物質循							

環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが急務である。

- このため、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが必要である。
- 国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるとともに、事業者による廃棄物の円滑な再生利用を図る観点から、必要な措置を講ずることが求められている。
- また国は、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き及び市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針を平成19年6月に策定したところであり、これらに基づき、技術的及び財政的な支援に努めることが求められている。
- 平成20年度における廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、京都議定書の基準年度（平成2年度）に比べ、6.3%増加している状況にあり、廃棄物処理施設の整備に当たっては、温室効果ガスの排出抑制に配慮することが極めて重要である。

【有効性】

- 一般廃棄物（ごみ）の排出量は、総量及び国民1人当たりの排出量ともに平成12年度以降減少する傾向（平成20年度は前年度に比べ、それぞれ271万ト、56g/日減少）にある。
- 一般廃棄物のリサイクル率については、容器包装リサイクル法の浸透等により、毎年着実に増加してきたが、平成19年度以降は横ばいで推移（平成20年度は前年度と同値）している。廃棄物系バイオマスについては、平成21年度もモデル事業を実施するなど、利活用に向けた検討を行っている。
- 一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少（平成20年度は前年度に比べ、82万ト減少）しており、残余容量は17万m³減少とその減少幅は縮小傾向にある（平成19年度は834万m³減少）。しかしながら、地域によっては最終処分場が逼迫している場合があることから、市町村は引き続き一般廃棄物処理の3R化を進める必要がある。
- 一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類については、平成12年9月策定の目標が達成されたことを受け、17年6月に22年末の新たな削減目標値(51g-TEQ)を定めたところであり、ごみ処理の広域化の推進等により20年(20年4月1日から21年3月31日まで)も19年に比べ排出量を10g-TEQ削減した。
- ごみ発電の総発電能力については、順調に増加していたが、近年は微増傾向で、平成19年度は前年度に比べ、約1%の増加にとどまっている。このため、平成21年度から循環型社会形成推進交付金において、高効率ごみ発電施設の整備に係る交付率を1/2とする新たなメニューを追加した。また、温室効果ガスの排出抑制への取組を進めるため、平成20年3月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、ごみ焼却施設の総発電能力の数値目標(2,500MW)を設定した。
- 一般廃棄物処理施設等については、平成17年度に、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物・リサイクル施設の整備を推進するため、循環型社会形成推進交付金制度を創設したところであり、平成21年度には、新たに42の地域において「循環型社会形成推進地域計画」が策定され、施設整備及び調査等が実施された。

【効率性】

- 一般廃棄物処理施設の整備事業については、市町村等において循環型社会形成推進地域計画の作成に当たって費用対効果分析を行っており、国はその分析を参考に補助採択を決定し、効率性の一層の向上を図っている。
- 循環型社会の形成に向け、コスト分析の手法を市町村に提供し、その普及を進めているところであり、排出抑制、再生利用及び適正処分を推進するために効率性の高い施策を推進しているところである。
- 廃棄物処理施設は、今後維持管理や更新費用の増大が見込まれ、かつ機能面で社会の要請に応えられなくなっていくことが懸念される。我が国の厳しい財政状況の中で、コスト削減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していく必要がある。



＜今後の展開＞

- 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進め、地域における循環型社会づくりを実現するとともに、廃棄物系バイオマスの利活用や、高効率ごみ発電等の温室効果ガスの排出抑制に資する施設の整備、施設内の省エネルギー化を進めることにより、脱温暖化社会にも貢献する。
- 廃棄物処理施設にストックマネジメントの手法の導入、交付金等による廃棄物処理施設における基幹的設備の改良支援をすることにより、計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- 一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き、市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針の普及・啓発に努め、廃棄物の減量・リサイクルの推進を図る。
- 各種リサイクル法に基づく取組や生ごみ等の廃棄物系バイオマス利活用の推進により、一般廃棄物の更なるリサイクル率の向上を図る。

目標 4-4	産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)							
	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	3章1節 循環型社会の形成に向けた法制度の施行について							
	3章2節 循環型社会を形成する基盤整備							
関係課・室	産業廃棄物課							
指標の名称及び単位	①産業廃棄物の排出量[百万トン] ②産業廃棄物のリサイクル(再生利用)率[%] ③産業廃棄物の最終処分量[百万トン] ④産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量[g-TEQ/年] ⑤高圧トランス等(PCB 廃棄物)の保管量[万台]							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	422	418	419	調査中	調査中	H22年度	458
	②	51.9	51.3	52.1	調査中	調査中	H22年度	47
	③	24	22	20	調査中	調査中	H22年度	30
	④	(H17年) 73	62	58	41	調査中	H22年	50
	⑤	29	30	30	調査中	調査中	H28年	0
目標を設定した根拠等	基準年	①～③平成9年度 ④平成9年 ⑤平成13年度			基準年の値	①410 ②41 ③66 ④1,505 ⑤24		
	根拠等	①～③廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 ④我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画 ⑤ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画						
評価・分析	【達成の状況】 ○前年度に比べ、産業廃棄物の排出量はほぼ横ばいであるが、再生利用認定制度等により、再生利用、適正処理は着実に進んでいる。平成21年度末時点で、産業廃棄物の再生利用認定制度においては48件が認定を受けており、広域認定制度においては184件が認定を受けた。PCB廃棄物の処理については、平成28年7月までの処理完了という目標に向け、全国的な処理体制を整備し、処理が進展している。優良性評価基準適合確認件数は、前年度に比べ887件増加し、2,968件となり、電子マニフェスト普及率も前年度約14%から約19%となっており、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及ともに順調に進展しつつある。以上のことから目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。							
	【必要性】 ○産業廃棄物については、平成19年度における排出量は419百万トンであり、基準年と比べるとほぼ横ばい(基準年の約2%増)である。また、再生利用率は約0.8ポイント増52.1%(目標値47%以上)と高水準を維持しており、最終処分量についても20百万トン(目標値30百万トン以下)と、産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量についても41g-TEQ/年(目標値50g-TEQ/年)と順調に減少している。以上の指標の基準年の値、経年変化、目標年及び目標値を総合的に勘案すれば、目標達成に向け順調に成果が得られているが、引き続き発生抑制に取り組んでいく必要がある。 ○廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他適正な処理を進めることは、我が国の生活環境を保全し、国民の健康を保護するとともに産業活動を持続する上で必要である。 ○これらの取組は資源の投入量を減らし、循環されるものの量を増やし、最終処分量を減らすことにつながり、循環型社会を構築する基盤となる。 ○また、難分解性であり、人の健康及び生活環境に被害が生じる恐れのあるPCB廃棄物は、国内において長期間処分されず保管され続けている状況が続いていることから、国としてPCB廃棄物処理のための体制を構築し、その確実かつ適正な処理を推進することが必要である。 ○産業廃棄物の適正処理を行うために必要な施設である最終処分場について、平成21年11月の環境基準の改訂を受けて、その基準のあり方を検討し、安全・安心な最終処分場を確保していくことが必要である。							
【有効性】 ○産業廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出量については年々削減しており、平成20年度においては前年度の排出量より17g-TEQ削減した。								

	<p>○PCB 廃棄物の処理については、全国5箇所における拠点的広域処理施設の整備を行い、処理を実施しており、平成 28 年 7 月までに処理完了という目標達成に向け、着実に処理を行っている。なお、これまでの処理量(高圧トランス等)は平成 19 年度が 10,466 台、平成 20 年度が 15,319 台である。また、微量 PCB 汚染廃電気機器等については、無害化処理認定の対象に追加(平成 21 年 11 月)するなど、処理体制の整備等を進めている。</p> <p>○石綿含有廃棄物の処理については、平成 18 年に改正廃棄物処理法等が施行され、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定する制度が創設された。平成 21 年度末時点で、1 件が認定を受けている。今後、この制度等を利用して、円滑な処理体制を確保していく。</p> <p>○法令に基づく諸手続等については、随時必要に応じて改善を図っている。</p> <p>○第 174 回国会に、廃棄物の適正な処理を確保するため、排出事業者が行う産業廃棄物の保管に係る届出制度の導入、マニフェスト制度の強化、廃棄物処理施設の定期検査制度の導入、廃棄物最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置の強化、廃棄物の不法投棄等に関する罰則の強化などを内容とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。</p> <p>【効率性】</p> <p>○産業廃棄物課の予算の大部分を占める産業廃棄物処理施設モデル的整備事業及び PCB 処理施設整備事業は、いずれも費用に対する効果を算出しており、効率性も念頭に事業を行っている。</p> <p>○その他の予算については、産業廃棄物の適正処理、発生抑制及び再生利用等を推進するために必要最小限であり、効率性に配慮している。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

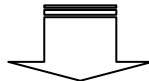


<今後の展開>	
<p>○今後も多量排出事業者対策を含めて、産業廃棄物の発生抑制、再生利用を推進する。また、暴力団排除対策も含めた処理業者の優良化、電子マニフェストの普及等に取り組み、適正処理を進める。</p> <p>○PCB 廃棄物についても、処理体制の構築とともに確実かつ適正な処理の推進を行う。</p> <p>○平成 18 年度の廃棄物処理法改正により創設された無害化処理認定制度を活用し、石綿含有廃棄物の確実な処理を推進する。</p> <p>○安心・安全な産業廃棄物最終処分場の確保に向けて、最終処分場の基準の改正を検討する。</p>	

目標 4-5	廃棄物の不法投棄の防止等							
	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	3 章 1 節 循環型社会の形成に向けた法制度の施行について							
	3 章 3 節 国際的な循環型社会の構築							
関係課・室	適正処理・不法投棄対策室							
指標の名称及び単位	①産業廃棄物の不法投棄件数 [件] ②産業廃棄物の不法投棄量 [万トン] ③5,000 トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数 [件] ④(参考) パーゼル法輸出承認件数 [件] ⑤(参考) パーゼル法輸入承認件数 [件] ⑥(参考) 廃棄物処理法輸出確認件数 [件] ⑦(参考) 廃棄物処理法輸入許可件数 [件]							
指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値	
指標	①	558	554	382	308	平成 22 年末 公表予定	H22 年度	H11 年度に対し 概ね半減
	②	17.2	13.1	10.2	20.3	平成 22 年末 公表予定		
	③	7	4	2	4	平成 22 年末 公表予定	H21 年度	0
	④	15	16	55	46	71	—	—

	⑤	29	28	35	36	40	—	—
	⑥	30	23	36	33	27	—	—
	⑦	5	4	6	9	18	—	—
目標を設定した根拠等	基準年	①～③平成 11 年度			基準年の値	① 1,049	②43.3	
	根拠等	①～③不法投棄撲滅アクションプラン						
評価・分析	【達成の状況】							
	<p>○不法投棄等対策については、これまで累次にわたる廃棄物処理法の改正による排出事業者の責任追及の強化、不法投棄等に対する罰則の強化等を行うとともに、ITに加えて衛星画像の活用、地方環境事務所を拠点とした関係機関等との連携による監視・啓発活動及び現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者等の責任追及の支援等による未然防止・拡大防止対策を着実に推進することにより、不法投棄の件数は減少、量はおおむね減少しており、「不法投棄撲滅アクションプラン」の目標達成等に向けて着実に進展している。</p> <p>○PFOSを含む残留性有機汚染物質(POPs)を含有する廃棄物の適正処理等を確保するため、「POPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項」について技術的知見等を踏まえた改訂を行うとともに、PFOSを含有する廃棄物の適正処理方策等についての検討を行った。また、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂を行った。</p> <p>さらに、放射線障害防止法に基づくクリアランス制度の導入については、同法に基づいて排出されることとなるクリアランス廃棄物等の適正かつ円滑な処理を確保するための取組についての検討を進めた。</p> <p>○有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保については、地方環境事務所と連携し、バーゼル条約に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)による厳格な輸出入審査を実施するとともに、有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談、立入検査等の充実・強化、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショップ等の継続的な開催など、有害廃棄物等の適正な輸出入管理と国際的な循環型社会の形成のための取組を推進している。</p> <p>また、バーゼル法および廃棄物処理法の規制対象物の範囲の明確化のため、中古品であるかどうかを判断する目安となる指針として、6月に使用済みブラウン管テレビの中古判断基準を作成し、同年9月より運用している。さらに、有害廃棄物等の不法輸出入の監視強化のため、前年度に引き続き、10月に「リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進月間」の活動の一環として、税関の協力の下、地方環境事務所において、税関における開被検査への立会強化等を行った。</p>							
	【必要性】							
<p>○不法投棄等は、廃棄物処理制度に対する国民の信頼を損なうものであり、その防止等の対策を講じることが必要である。現在の状況としては、種々の施策を講じた結果、不法投棄の新規判明事案の件数では減少し、量も減少傾向にはあるが、依然として不法投棄等の撲滅には至っておらず、今後も撲滅に向けた未然防止・拡大防止対策の強化が必要である。</p> <p>○有害な廃棄物の適正処理の確保等に不可欠な施策であり、国民や社会のニーズに照らし優先度の高いものである。</p> <p>○有害廃棄物等の輸出入は増加傾向にあり、今後も不適正な輸出入が生じないよう税関等の関係省庁と連携し、対策を強化する必要がある。</p>								
【有効性】								
<p>○不法投棄等の対策として、①地域における意識の向上、②廃棄物処理体制の強化、③制度を支える人材の育成、を柱とする不法投棄撲滅アクションプランを平成16年度に策定した。また、不法投棄等の撲滅に向けた対策として、平成19年度より、5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県等や市民等が連携した監視活動や啓発活動等を行う未然防止・拡大防止対策を実施して、不法投棄等の撲滅を目指している(平成21年度のウィーク期間中に国と都道府県等が連携して実施した事業は83事業)。</p> <p>さらに、累次にわたる廃掃法の改正による排出事業者責任の強化等の規制強化も行っており、その結果、平成20年度の不法投棄の新規判明事案の件数は308件、量は20.3万トンであり、不法投棄件数及び投棄量とも目標値(基準年の値をおおむね半減)を達成した。</p> <p>このほか不法投棄ホットラインを設けて不法投棄等に関する国民からの情報を受け付けており、平成21年度末時点までの通報受付件数は約1,100件であった(うち対応が必要な約550件は都道府県等に連絡し、現地確認等の対応を依頼した)。寄せられた情報をもとに、業者の敷地内での廃棄物の違法な埋立が確認され、業者が撤去を行うなどの効果を上げた。</p> <p>なお、都道府県等が代執行として行う支障の除去等については、平成10年6月17日以降に不法投棄等された事案に関し、産業廃棄物適正処理推進基金の補助により、平成21年度末までに支障の除去等を行った都道府県等に対して、延べ75件の事案に対する代執行経費の支援を行った。平成10年6月16日以前に不法投棄等された事案に関しては、平成15年6月に成立した特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく措置として、平成21年度末までに12事案について都道府県等が定めた特定支障除去等事業に関する実施計画に環境大臣が同意し、都道府県等への支援を実施し、支障の除去等に向けて着実に効果をあげている。</p>								

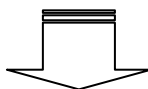
	<p>○PFOSを含む残留性有機汚染物質（POPs）を含有する廃棄物の適正処理等を確保するため、PFOSを含有する廃棄物の適正処理方策等についての検討を行うとともに、「POPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項」について技術的知見等を踏まえた改訂を行った。また、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂を行い、有害な廃棄物の適正処理を確保するための対策を進めた。</p> <p>さらに、放射線障害防止法に基づくクリアランス制度の導入については、同法に基づいて排出されることとなるクリアランス廃棄物等の適正かつ円滑な処理を確保するための取組について検討を進め、文部科学省を中心に検討されている施策に対する環境省としての対応方針の方向が明確となった。</p> <p>○有害廃棄物等の輸出入に関する説明会の実施（全国11カ所開催）、事前相談の実施（約1,800件）、立入検査等により、適正な輸出入の確保のための対策を進めた。</p> <p>中古品と称して廃棄物が輸出されて不適正に処理されることのないよう、6月に使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古判断基準を策定して、バーゼル法及び廃棄物処理法の規制対象物の範囲を明確化し、同年9月より輸出審査における適用を開始した。</p> <p>アジア地域における情報交換体制（ネットワーク）の構築を進め、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショップを開催（第6回）及びウェブサイトの運用を行ったほか、不法輸出入事案等に関する政府間の日常的な情報交換により、有害廃棄物等の不法輸出入を抑制した。</p> <p>【効率性】</p> <p>○不法投棄等の不適正処分によって生じた生活環境保全上の支障の除去等を行うには、巨額の費用（例えば、豊島の事案であれば直接処理費用として約280億円、青森・岩手県境の事案であれば約650億円が見積もられている）が必要であり、こうした事態を出来る限り回避するため、未然防止・拡大防止対策を重点化していくことが効率的である。</p> <p>○石綿やPCBなど、過去に使用されて製品中に残存する物質の適正処理が、後になって社会問題となる一方で、適正処理に関する技術的知見が必ずしも十分でないままに次々と新たな化学物質が製造・使用されている。そのため、予防的な見地から、規制対象となる化学物質について、製品の製造、使用段階を含めたライフサイクル全体での有害な廃棄物の発生抑制及び適正処理を可能とするシステムを確立し、それに基づく取組を実施していくことが効率的である。</p> <p>○有害廃棄物等の不法輸出入は、いったん生じると国際問題に発展しやすい性質を有しており（例えば、平成16年には、我が国から中国へ輸出された廃プラに異物が混入していたとして、中国当局から我が国からの廃プラ輸入を全面禁止）、そのような事態を避けるためにも、水際で不法輸出入防止対策を講ずることは効率的である。また、その実施にあたっては、水際を司る税関との現場レベルでの緊密な連携が重要であり、地方環境事務所を活用して迅速に対処することで、効率的な業務を行っているところ。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<今後の展開>	
	<p>○不法投棄等の対策については、未然防止・拡大防止を図るため、引き続き各ブロックの地方環境事務所を中心とした都道府県等との情報共有等、連携を一層強化するとともに、衛星画像を活用した取組等監視体制の強化を図るための取組を進める。また、現に生活環境保全上の支障等のある事案を中心に、詳細な支障の状況等の把握を行い、支障等の度合いに応じて優先順位をつけ、計画的に支障除去等事業を展開していく。</p> <p>○製品の製造・使用段階を含めた有害な廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組を展開することにより、環境中での有害性等が懸念される化学物質の廃棄に伴うリスクを低減し、安心・安全な社会づくりを図る。また、クリアランス廃棄物等のトレーサビリティを確保するための仕組みを構築するとともに、地方環境事務所による排出事業者への立入検査等を実施する。</p> <p>○引き続き、税関等の関係省庁と連携した国内における監視体制の強化、バーゼル法及び廃棄物処理法の規制対象物の明確化、有害廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの推進等により、アジア地域全体での有害廃棄物等の不法輸出入防止に向けた監視能力を強化し、環境保全上望ましい形での国際的な循環型社会の構築を図る。</p>

目標 4-6	浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理
	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	2章 地球環境、大気環境、水環境、土壌環境、地盤環境の保全
	3節 水環境の保全対策

関係課・室	浄化槽推進室							
指標の名称及び単位	① 浄化槽処理人口普及率 [%] ② (間接) 合併処理浄化槽設置基数 [基] ③ (参考) 11条検査受検率(単独処理浄化槽を含む) [%]							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	8.37	8.60	8.77	8.82	8.87	H24年度	12.0
	②	2,327,964	2,498,735	2,658,982	2,776,222	2,902,844		
	③	17.9	20.2	23.8	25.7	27.2		
目標を設定した根拠等	基準年	H19年度		基準年の値	8.82			
	根拠等	① 廃棄物処理施設整備計画〔平成20年3月25日閣議決定〕						
評価・分析	【達成の状況】							
	○浄化槽処理人口普及率については、平成24年度に12%という目標(廃棄物処理施設整備計画)の達成には大変な困難が伴うと考えられるが、過去5年間の推移を見ると、8.37%から8.87%に増加し、浄化槽設置基数も57万基以上設置されており、生活排水対策が着実に進展しているといえる。							
	○また、平成21年度予算において、環境負荷の高い単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換要件の緩和や、先進的な取組を行う事業を浄化槽整備区域促進特別モデル事業として実施(助成率1/2)するなど、浄化槽整備事業に対する支援のより一層の充実を図っている。							
	【必要性】							
	○人間が活動する上で発生する生活排水は、適切に処理しなければ、水環境の保全及び公衆衛生上問題が発生するおそれがある。こうした汚水処理施設は浄化槽や下水道等があり、それぞれの長所を活かした整備を進めるよう汚水処理関係3省(環境省、農林水産省、国土交通省)合同通知を发出している。特に浄化槽は人口散在地において効率的な整備が可能であり、より少ない費用で整備することができるため、財政面からも活用が望まれるところ。なお、昨年度実施された事業仕分けの際、評価者からの浄化槽の有用性について一定の評価を受けたところ。							
○浄化槽ビジョン(平成19年1月15日)や廃棄物処理施設整備計画において、単独処理から合併処理浄化槽への転換等を含めた浄化槽の面的整備の必要性が示されている。								
【有効性】								
○浄化槽は、水質改善の発現が速やかなこと、排出源で生活排水を処理すること、河川等に流入する水量が確保され流量が維持されることなどから、浄化槽の整備率の上昇と浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村数の推移に伴い、人口散在地域等において生活排水が適正に処理され、健全な水循環が確保されるものと考えられる。								
○平成20年度末の浄化槽の普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)は8.87%と前年度から上昇しており、浄化槽の整備が着実に進捗している。								
【効率性】								
○浄化槽の整備については、中山間地域等、他の汚水処理施設に比べ効率的に設置できる地域を中心に整備を推進している。								
○これまで汚水処理施設整備が進んでいなかった中小市町村に多い中山間地域等の人口散在地域においては、管渠工事を必要としない浄化槽の整備が経済的・効率的である場合が多い。								
○浄化槽は短期間でかつ費用も比較的少なく設置できる特長を有しており、投資効果がすぐ現れる。								
○浄化槽市町村整備推進事業(PFI事業)においては、その具体的な整備・維持管理に当たって民間業者のノウハウ・資金等の活用を図り、効率的に事業を実施している。								



<p><今後の展開></p> <p>○地域の特性にあった汚水処理施設の整備を迅速に行い、生活排水対策を推進するため、浄化槽整備事業の一層の推進を図る。特に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、国の助成率を引き上げるなど支援の充実を図る。</p> <p>○浄化槽に関するシンポジウム、環境省ホームページ等による積極的な普及啓発、単独処理浄化槽の転換に係る助成制度の積極的活用、法定検査の受検率の向上に向けた取り組み事例の周知等を図ることにより、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や検査の受検率の向上を推進する。</p> <p>○地方公共団体及び浄化槽関係事業者等と連携し、地域の実情に応じた浄化槽の整備推進、及び適切な維持管理体制の充実を図る。</p> <p>○市町村による積極的な浄化槽整備区域の設定において、ノウハウの提供等支援する取組を行う。</p>

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等

- 循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）
- 循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）（昭和 45 年法律第 137 号）
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）（平成 7 年法律第 112 号）
- 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（平成 10 年法律第 97 号）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）（平成 12 年法律第 116 号）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成 12 年法律第 104 号）
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）（平成 14 年法律第 87 号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）（平成 3 年法律第 48 号）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）（平成 13 年法律第 65 号）
- 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号）
- 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）（平成 15 年法律第 98 号）
- 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）（平成 4 年法律第 108 号）
- 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）

<税制>

- 再商品化設備等に係る特別償却制度及び廃棄物再生処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置等

目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(百万円)			
	H21	H22	H23 反映	
4-1	①循環型社会形成年次報告策定事務費	14	14	↓
	②循環型社会形成推進基本計画フォローアップ経費（H23 名称変更：循環型社会形成推進基本計画見直しに向けたフォローアップ・高度化推進費）	61	60	↑
	③デュース・リユースを重視した3R 強化・促進プログラム推進費（H23 名称変更：リデュース・リユースを重視し3R 強化・促進プログラム「見える化」推進費）（統合：4-1-⑦）	18	18	↑
	④低炭素型「地域循環圏」整備推進事業	64	64	↓
	⑤地域からの循環型社会づくり支援事業	56	29	×
	⑥京都議定書目標達成の為の廃棄物部門緊急調査	328	0	
	⑦循環型社会形成推進事業費（H23 名称変更：リデュース・リユースを重視した3R 強化・促進プログラム「見える化」推進費）（統合：4-1-⑦）	18	18	-
	⑧アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業	153	152	↑
	⑨UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」支援	18	16	→
	⑩アジア諸国における3R の戦略的実施支援事業拠出金	28	25	→
	⑪循環型社会推進事業費（地方環境対策分）	29	29	↓
4-2	①廃棄物処理・リサイクル事業連携促進3R 高度化事業（H23 名称変更：循環型社会作りビジネス支援事業）（統合：4-2③、4-2④）	38	67	↑
	②容器包装リサイクル推進事業費	123	73	↑
	③使用済み電気電子機器の有害物質適正処理及びレアメタルリサイクル推進事業費（H23 名称変更：循環型社会作りビジネス支援事業）（統合：4-2①、4-2④）	100	100	-
	④使用済み製品等の総合的なリユース促進事	5	53	-

	業費(H23 名称変更:循環型社会づくりビジネス支援事業) (統合:4-2①、4-2③)			
	⑤家電リサイクル推進事業費	35	31	↓
	⑥資源の有効利用促進に係る適正化事業費	24	13	↓
	⑦食品リサイクル推進事業費	23	17	↓
	⑧建設リサイクル推進事業費	30	14	↓
	⑨循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業費	19	1	→
4-3	①廃棄物処理施設整備費補助(公共)	19,810	12,256	↓
	②循環型社会形成推進交付金(公共)	54,338	46,873	↓
	③特定化学物質排出量等届出支援システム改善等経費 (H23 名称変更:廃棄物処理等に係る情報提供経費) (統合:4-3③⑧)	8	8	↑
	④廃棄物処理技術等情報提供システム改善経費 (H23 名称変更:廃棄物処理等に係る情報提供費) (統合:4-3③⑧)	6	6	-
	⑤災害等廃棄物処理事業費補助金	794	200	→
	⑥市町村の3R 化改革加速化支援事業	19	-	
	⑦廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業	334	105	×
	⑧廃棄物処理施設入札・契約適正化システム管理・運営費 (H23 名称変更:廃棄物処理等に係る情報提供費) (統合:4-3③④)	10	10	-
	⑨ダイオキシン削減対策総合推進費	12	12	↓
	⑩廃棄物処理施設における温暖化対策事業(特別会計 再掲:1-1) (H23 名称変更:廃棄物エネルギー導入・低炭素促進事業)	2,167	1,300	↑
	⑪廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業(特別会計 再掲:1-1)	50	29	×
	⑫廃棄物処理施設における水銀等排出状況調査	8	8	↑
	⑬広域震災廃棄物対策調査	8	-	
	⑭循環型社会形成推進科学研究費補助金(H23 より「環境研究総合推進費」に統合)	1,803	-	
4-4	①産業廃棄物情報管理システム構築事業費	16	40	↓
	②廃棄物処分基準等設定費	63	80	↑
	③産業廃棄物処理事案対策立入調査指導費(H23 名称変更:産業廃棄物等処理対策推進費) (統合:4-4⑤)	5	5	-
	④産業廃棄物行政人材育成費	8	-	
	⑤産業廃棄物排出・処理状況調査(H23 名称変更:産業廃棄物等処理対策推進費) (統合:4-4③)	16	14	↓
	⑥産業廃棄物処理業優良化推進事業費 (統合:4-4⑪)	33	33	↓
	⑦IT を活用した循環型地域づくり基盤整備事業	159	154	↓
	⑧PCB 廃棄物適正処理対策検討等関連業務(H23 名称変更:PCB 廃棄物適正処理対策推進事業)	28	58	↓
	⑨PCB 廃棄物対策推進費補助金	2,000	2,000	→
	⑩石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業	12	12	→
	⑪産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策事業費(H22 名称変更:産業廃棄物処理業優良可推進事業費) (統合:4-4⑥)	6	-	
	⑫廃棄物処理に係る認定審査体制強化モデル事業(地方環境対策)	6	6	↓
	⑬微量PCB混入廃電気機器等の安心・安全で効率的な処理事業	114	-	
4-5	①産業廃棄物不法投棄等防止ネットワーク強化事業(地方環境対策)	10	10	↓
	②産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費	3,670	3,670	→

	補助金			
	③クリアランス廃棄物対策関連費	9	18	↑
	④廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費	77	76	↓
	⑤コンピューター機器廃棄物適正管理事業拠出金	37	34	→
	⑥産業廃棄物適正処理推進費	61	159	↑
4-6	① 浄化槽対策推進費(浄化槽指導普及事業費)	29	53	↓
	② 浄化槽管理士国家試験費	4	4	→
	③ 浄化槽整備推進費	52	52	↓
	④ し尿処理システム国際普及推進事業費	21	20	↓
	⑤ 単独処理浄化槽を対象とした使用状況実態等把握	226	-	

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
4-1-⑤	事業内容の見直しによる。	廃止
4-3-⑦	平成20年度からの3箇年の予定での事業実施であるため。	今後は原座策定中の倍増す活用推進基本計画等を踏まえた別途自供により、引き続きバイオマスの利活用推進を図っていく。
4-3-⑪	平成20年度からの3箇年の予定での事業実施であるため。	これまでの事業結果を踏まえ、今後も別途事業により、廃棄物処理分野における温暖化対策を推進していく。

⑨特記事項

<p><政府重要政策としての該当></p> <p><当該施策に係る府省庁></p> <p><昨年度評価書からの変更点></p>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号及び指標名	指標
4-1-①	資源生産性
	循環利用率
4-1-②	最終処分量
	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量
4-2-①	家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率
	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率
4-2-②	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率
	資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率
4-2-③	自動車リサイクル法における自動車破砕残さ及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率
	(間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数
4-3-①	一般廃棄物の排出量
	一般廃棄物のリサイクル率
4-3-②	一般廃棄物の最終処分量
	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量
4-3-③	(参考)ごみ発電の総発電能力
	(参考)ごみ発電の総発電量
4-4-①	産業廃棄物の排出量
	産業廃棄物のリサイクル(再生利用)率

	4-4-③	産業廃棄物の最終処分量
	4-4-④	産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量
	4-4-⑤	高圧トランス等(PCB 廃棄物)の保管量
	4-5-①	産業廃棄物の不法投棄件数
	4-5-②	産業廃棄物の不法投棄量
	4-5-③	5,000 トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数
	4-5-④	(参考) バーゼル法輸出承認件数
	4-5-⑤	(参考) バーゼル法輸入承認件数
	4-5-⑥	(参考) 廃棄物処理法輸出確認件数
	4-5-⑦	(参考) 廃棄物処理法輸入許可件数
	4-6-①	浄化槽処理人口普及率
	4-6-②	(間接) 合併処理浄化槽設置基数
	4-6-③	(参考) 11 条検査受検率(単独処理浄化槽を含む)
指標の解説	4-1-①:	GDP/天然資源投入量
	4-1-②:	循環利用量/(循環利用量+天然資源投入量)
	4-1-③:	廃棄物最終処分量
	4-2-①:	容器包装リサイクル法に基づき、市町村等による容器包装廃棄物の分別収集の状況
	4-2-②:	家電リサイクル法に基づき、製造業者及び指定法人等が再商品化等を実施した状況
	4-2-③:	食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者が再生利用等を実施した状況
	4-2-④:	建設リサイクル法に基づき、受注者等が特定建設資材の再資源化等を実施した状況
	4-2-⑤:	資源有効利用促進法に基づき、各事業者がパソコン及び小形二次電池を自主回収及び再資源化した状況
	4-2-⑥:	自動車リサイクル法に基づき、自動車製造業者等が引き取った自動車破砕残さ又はガス発生器(エアバッグ類)について再資源化等を実施した状況
	4-2-⑦:	容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施している市町村の状況
	4-3-①:	一般廃棄物の排出量は、市町村が回収する「計画収集量」、住民等が直接搬入する「直接搬入量」、住民団体により回収する「資源ごみの集団回収量」の総和である。
	4-3-②:	一般廃棄物のリサイクル率(%)は、〔直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量〕÷〔ごみの総処理量+集団回収量〕×100 で表される。
	4-3-③:	一般廃棄物の最終処分量は、焼却灰等中間処理後の埋立量と直接埋立量の総和である。
	4-3-④:	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、個々の焼却施設の年間焼却量、ごみ1tあたりの乾き排ガス量及び排ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果を用いて推計した値である。
	4-3-⑤:	ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスの持つ熱エネルギーを回収し、発電を行う能力の総和であり、対象施設は、市町村・一部事務組合等が設置した施設で、当該年度に着工された施設及び休止施設を含み、廃止施設を除いている。
	4-3-⑥:	ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスの持つ熱エネルギーを回収し、発電を行った発電量総和であり、対象施設は、市町村・一部事務組合等が設置した施設で、当該年度に着工された施設及び休止施設を含み、廃止施設を除いている。
	4-4-①:	事業者からの産業廃棄物の排出量
	4-4-②:	産業廃棄物排出量のうち、リサイクルされた割合
	4-4-③:	産業廃棄物排出量のうち、最終処分された割合
	4-4-④:	産業廃棄物焼却炉からの年間ダイオキシン類排出量
4-4-⑤:	事業者が保管している高圧トランス等の保管量	
4-5-①:	産業廃棄物に係る廃棄物処理法第 16 条違反の不法投棄事案の新規判明件数	
4-5-②:	産業廃棄物に係る廃棄物処理法第 16 条違反の不法投棄事案の新規判明量	
4-5-③:	4-5-①のうち、1件あたりの不法投棄量が 5,000 トンを超えるもの	
4-5-④:	バーゼル法の規制対象物の輸出に対する承認件数	
4-5-⑤:	バーゼル法の規制対象物の輸入に対する承認件数	
4-5-⑥:	廃棄物処理法の規制対象物の輸出に対する確認件数	
4-5-⑦:	廃棄物処理法の規制対象物の輸入に対する許可件数	
4-6-①:	浄化槽普及人口の総人口に対する割合	
4-6-②:	現在設置されている合併処理浄化槽数	
4-6-③:	浄化槽法第 11 条に基づく定期検査の受検者の割合	
評価に用いた資料等	4-2-①、⑦:	平成 20 年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について
	4-2-②:	平成 20 年度における家電リサイクル実績について(平成 21 年 6 月 2 日報道発表資料)
	4-2-③:	平成 19 年食品循環資源の再生利用等実態調査結果の概要(農林水産省ホームページ掲載資料)
	4-2-④:	平成 20 年度建設副産物実態調査結果について(平成 22 年 3 月 3 日国土交通省報道発表)
	4-2-⑤:	平成 20 年度資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(環境省ホームページ掲載資料)
	4-2-⑥:	産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクル WG、中央環境審議会廃棄

	<p>物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議資料</p> <p>4-3-①～③、⑤、⑥:日本の廃棄物処理 平成19年度版</p> <p>4-3④:廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等について(平成21年11月30日報道発表資料)</p> <p>4-4-①～③:産業廃棄物の排出及び処理状況等(平成19年度実績)について</p> <p>4-4-④:廃棄物焼却施設の排ガス中ダイオキシン類濃度等(平成20年度実績)について</p> <p>4-4-⑤:PCB 特別措置法に基づくPCB 廃棄物の保管等の届出の全国集計結果について</p> <p>4-5-⑤:産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成20年度)について</p> <p>4-6-①～③:浄化槽行政組織等調査</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p>指標に影響を 及ぼす外部要因</p>	<p>4-1-①～③:循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月)</p> <p>4-2-①、⑦:市町村合併</p>
---------------------------	------------------------------------------------------------

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	6. 化学物質対策の推進	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	環境保健部 企画課長 弥元 伸也		

①施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ (※343ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	4 章	化学物質の環境リスクの評価・管理
施策(節)	1 節	5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策			
その他関連する個別計画					

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

②施策について

施策の方針	化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。				
予算動向		H19 年度	H20 年度	H21 年度	<備考>
	金額(単位:百万円)	2,857	3,431	3,169	
	一般会計	2,857	3,431	3,169	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	<p>【環境リスクの評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質による人の健康及び生態系への環境リスクの体系的評価。 <p>【環境リスクの管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規化学物質の審査並びに官民の連携による既存化学物質等の安全性情報の収集及び発信。 PRTR(化学物質排出移動量届出制度)データの集計・公表及び活用。 <p>【リスクコミュニケーションの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクコミュニケーションに資する情報の整備、人材育成・活用による対話の推進や場の提供。 <p>【国際協調による取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質についての各条約に関連する国内施策の推進、国際機関との連携及び諸外国との国際協力。 <p>【国内における毒ガス弾等対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 48 年「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査の結果に基づいた環境調査など、各事案に応じた施策の実施。 茨城県神栖市における汚染メカニズムの解明及び高濃度汚染対策の実施。茨城県神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対する健康診査の実施、医療費等の支給による治療の促進及び有機ヒ素化合物による人への健康影響に関する調査研究の推進。 				

③施策の方針に対する総合的な評価

<p>【環境リスクの評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 21 年度については、47種の化学物質の一般環境中における残留実態を把握し、各種化学物質に係る施策に活用された。 ○平成 21 年度については、環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、23 物質の環境リスク等初期評価結果を取りまとめ、公表した。 ○製品中の有害化学物質モニタリングについては、1物質について、当該物質を含有する蓋然性が高い製品のうちの約 100 検体について分析を行った。

○「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」については、平成 22 年度より開始される本格実施に向け、平成 21 年度においては、パイロット調査の実施や、データや生体試料を保存するための施設整備を行った。

【環境リスクの管理】

- WSSD(持続可能な開発に関する世界サミット)2020 年目標の達成に向けて、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の改正法が第 171 回通常国会で成立し、平成 21 年 5 月に公布されたことを受け、すべての化学物質に対するスクリーニング評価及びリスク評価手法を検討した。
- 化審法に基づく新規化学物質の厳正な審査を行うとともに、既存化学物質の点検等を着実に実施し、累計して 150 物質について既存点検を行った。Japan チャレンジプログラムについては、平成 22 年 3 月末時点でスポンサー登録された物質数は 101 物質(そのうち 5 物質は優先情報収集対象物質リスト外)であり、スポンサーを募集した物質の約 8 割に達した。スポンサーからの安全性情報収集計画書の提出は 55 物質(草案を含む)、安全性情報収集報告書の提出は 26 物質(草案を含む)であった。また、化学物質の安全性情報の発信基盤として、平成 20 年 5 月に公開した化審法データベース(通称:J-CHECK)の掲載内容の更なる充実を図った。
- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約) 第 4 回締約国会議において新たに廃絶・制限の対象物質とすることが決定されたペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS) 等 12 物質について、当該条約の国内担保法である化審法において第一種特定化学物質に追加するなど、製造・輸入の規制のために必要な措置を講じた。
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)については、平成 22 年 2 月に PRTR データの第 8 回集計・公表を行うとともに、その結果等をホームページ上に掲載した。平成 20 年 11 月の化管法対象物質の見直し及び第一種指定化学物質等取扱事業者になり得る業種への医療業の追加を内容とする化管法施行令の一部改正について、関係資料の配付等や、事業者・地方公共団体への周知等を行った。また、個別事業所ごとの PRTR データの公表を受け、PRTR データの利用促進方策について検討を行った。
- ダイオキシン類の一日摂取量は耐容一日摂取量 4pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。

【リスクコミュニケーションの推進】

- 化学物質ファクトシートや化学物質時事解説シートの作成等の情報の整備、化学物質アドバイザーの派遣による対話の推進、化学物質と環境円卓会議の開催等を着実に進めている。

【国際協調による取組】

- UNEP 及び OECD 化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。
- UNEP における水銀廃棄物管理に関するパートナーシップにおいて、BAT(利用可能な最良の技術)/BEP(環境のための最良の慣行)に関するガイダンス文書の策定を主導したほか、水銀等有害金属の高精度環境監視を実施するなど、国際的な有害金属対策に貢献した。
- POPs 条約については、条約の有効性評価に資するため、東アジア地域における POPs モニタリングを推進する目的で東アジア POPs モニタリングワークショップを開催している。平成 21 年 5 月に開催された条約締約国会議に条約の有効性評価の為のデータとして国内及び東アジアにおける POPs モニタリングの結果を提出した。
- 第 3 回日中韓化学物質政策ダイアログ及び第 3 回日中韓 GHS 専門家会合を始めとした日中韓三カ国間での化学物質管理に関する情報交換等を実施した。

【国内における毒ガス弾等対策】

- 茨城県神栖市の事案について、有機ヒ素化合物による地下水汚染源周辺地域において高濃度汚染対策を実施し、21 年 4 月から平成 22 年 2 月までに総ヒ素量として 107.18kg を地下水から回収し、その結果、周辺地下水のモニタリングによって有機ヒ素濃度が低下傾向にあることが認められた。
- 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業や、ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験の実施、診療記録の収集など、神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者を対象として、治療を促す措置を進めるとともに、症候や病態の解明のための調査研究が進められた。
- 民有地から旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、平成 20 年度及び平成 21 年度に実施した物理探査等調査の結果を踏まえ、掘削確認調査を実施し、旧軍毒ガス弾の可能性が高いと判断される 90 mm 迫撃砲弾 171 発、通常弾 46 発を安全に回収し、被害等の未然防止が図られた。また、愛知県田原市において、旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見されたことを受け、当該砲弾を安全に一時保管し、被害の未然防止が図られた。
- 千葉県習志野市において、土地改変に係る環境調査等を実施したところ、旧軍の有毒発煙筒の可能性のある筒状の物体 61 個が発見され、これを回収し、環境汚染の未然防止が図られた。



④今後の主な課題

【環境リスクの評価】

- 一般環境中の化学物質の実態調査の推進・強化及びナノ材料の人や生物へのリスクの把握が引き続き課題。
- 環境リスク初期評価については、適切なばく露データ及び毒性データの集積、リスク評価手法の改善、より様々な分野におけるリスク評価結果の活用をさらに進めていくことが課題。
- 製品中の有害化学物質モニタリングを体系的に実施することが課題。
- 環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするため、「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」をはじめとする小児環境保健に関する調査研究を推進していくことが課題。

【環境リスクの管理】

- WSSD(持続可能な開発に関する世界サミット)2020年目標の達成に向けて、平成21年5月に成立した改正化審法に基づき、既存化学物質等のスクリーニング・評価と、環境影響の懸念が高い化学物質の管理を推進することが課題。
- Japan チャレンジプログラムについては、安全性情報収集計画書・報告書の提出を加速化するとともに、収集された安全性情報に基づき、平成24年度までに国が評価を着実に進めることが課題。また、J-CHECKについては、引き続き掲載内容の充実を図ることが課題。
- PRTR データの多面的な利用を図ることが課題。
- 国際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた対応が必要。これらと併せて、化学物質環境実態調査の調査対象物質の選定方法を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協働を推進していくことが課題。
- POPs 条約の対象物質に追加された PFOS 又はその塩について、厳格な管理の下で限定的な用途のみに使用するようになることが課題。

【リスクコミュニケーションの推進】

- リスクコミュニケーションを必要としている主体、必要とされる場面等を踏まえたリスクコミュニケーションの推進方策の見直しが必要。
- 地方公共団体がリスクコミュニケーションを推進する際の支援が課題。
- ファシリテーターの人材の確保に向けた取組が必要。

【国際協調による取組】

- SAICM に係る国内実施計画策定及びアジア太平洋地域における主導が課題。
- 国際的な水銀管理に関する条約の制定に向けた国際的議論の主導及び対応が課題。
- 関係各主体と連携し、諸外国の制度との調和も視野に入れた取組を進めることが課題。
- 日中韓における適正な化学物質管理の向上を図ることが課題。

【国内における毒ガス弾等対策】

- 神栖市における緊急措置事業については、これまでの調査の結果、ジフェニルアルシン酸による慢性的な健康影響の可能性があることから、事業を引き続き実施するとともに、医療手帳交付者のうち小児を対象とした医療・福祉等多角的観点からの支援体制整備事業の継続実施が必要。
- 神栖市の事案について、高濃度汚染対策として地下水の処理を継続し、地下水モニタリングの状況を踏まえながら、対策効果の検証と着実な対策を実施することが必要。
- 平成15年調査によるA分類事案(寒川町、平塚市、習志野の事案)について、土地所有者の要望に対応した未実施地域における土地改変の機会を捉えた環境調査の実施。
- 千葉市の事案について、回収された砲弾の処理に向け、施設的设计着手等が必要。
- 動物実験や疫学調査を引き続き実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明に努める。



⑤今後の主な取り組み

【環境リスクの評価】

- 一般環境中における化学物質の実態調査を推進・強化していく。また、ナノ材料の人や生物へのリスク評価手法の調査検討を行う。
- 環境リスク初期評価については、引き続きPRTRデータやシミュレーションモデル等をも活用し、ばく露データ・毒性データの充実を図り、より確実性の高い環境リスク初期評価調査を実施していく。
- 製品中の有害化学物質モニタリングを、対象物質、対象製品について優先順位付けすること等により、体系的に実施する。
- 環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」等の小児環境保健に関する調査研究を推進する。

【環境リスクの管理】

- 化審法については、改正法に基づき、WSSD2020年目標の達成に向けて、既存化学物質を含むすべての化学物質に対するスクリーニング、リスク評価について、効率的な手法を確立し、第3種監視化学物質に対して開始する。
- PRTRデータの多面的な利用を推進する。
- 国際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた対応が必要。また、化学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協働を推進していく。
- POPs条約の対象物質に追加されたPFOS又はその塩については、限定的使用の際に遵守すべき技術上の基準を策定し、その周知徹底を図る。

【リスクコミュニケーションの推進】

- 地域や事業者のニーズ等を踏まえたリスクコミュニケーションの推進方策を検討し、実施していく。
- 地方公共団体がリスクコミュニケーションを推進するうえで参考となるマニュアルである「自治体のための化学物質に関するリスクコミュニケーションマニュアル」を改訂する。
- ファシリテーターの確保に向けた取組を進める。
- 引き続き化学物質と環境円卓会議を開催する等、より一層のリスクコミュニケーションの普及を図る。また、「リスクコミュニケーションの場」として求められる役割の検討を行う。

【国際協調による取組】

- SAICMについて国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮する。
- 2010年6月から開始される国際的な水銀の管理に関する条約の制定に向けた交渉において、第2回政府間交渉委員会の国内開催やアジア太平洋地域のコーディネーターの役割を通して、関連する議論を主導するとともに、我が国としての対応の検討を行う。
- 廃棄物分野における水銀パートナーシップのリードを務める等、水銀管理に関する国際的取組の推進に貢献する。
- 中国・韓国等諸外国との政策対話を引き続き進める。

【国内における毒ガス弾等対策】

- 神栖市における緊急措置事業(小児支援体制整備事業を含む。)を引き続き実施するほか、高濃度汚染対策を引き続き実施する。
- 神栖市及び平塚市における地下水モニタリングについて、21年度に追加したモニタリング孔を含め、着実にモニタリングを実施する。
- 寒川町、平塚市、習志野の事案について必要に応じ環境調査を実施する。
- 千葉市の事案について、回収された化学弾の可能性のある砲弾の無害化処理実施に向け、施設設計等に着手する。
- ラットを用いたジフェニルアルシリン酸等の長期毒性試験を引き続き実施し、ジフェニルアルシリン酸等の慢性毒性の解明を図る。



施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
	⑤	定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	1-a
	機構・定員要求への反映	⑤

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 6-1	環境リスクの評価						
	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価。						
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	第4章第1節 化学物質の環境リスク評価						
関係課・室	環境安全課、化学物質審査室、環境リスク評価室						
指標の名称及び単位	①化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数()は行政需要としての調査目標値[物質] ②環境リスク等初期評価実施物質数[物質]						
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値
指標	①	345(345)	379(379)	330(330)	344(344)	H21年度	220
	②	29	29	32	33	(※毎年度更新)	23
目標を設定した根拠等	基準年	①②H16年度		基準年の値	①153	②57	
	根拠等	①化学物質環境実態調査推進検討会(平成17年4月22日) ①中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第13回)資料(平成20年2月22日) ②環境リスク等初期評価を年20物質程度実施					
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成21年度については、47種の化学物質の一般環境中における残留実態を把握し、各種化学物質に係る施策に活用された。 ○平成21年度については、環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標の23物質に対し、23物質の環境リスク等初期評価結果を取りまとめた。 ○製品中の有害化学物質モニタリングについては、1物質について、当該物質を含有する蓋然性が高い製品のうちの約100検体について分析を行った。 ○「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」については、平成22年度より開始される本格実施に向け、平成21年度においては、パイロット調査の実施や、データや生体試料を保存するための施設整備を行った。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般環境中での化学物質の残留実態把握は、環境省内の化学物質関連施策担当部局においてそれぞれの施策の策定に活用するため、必要とされている。平成21年度は、目標値220物質を達成した。 ○環境リスク初期評価(多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが高そうな物質をスクリーニングするための初期評価)は、その結果が環境省内関係部署におけるより詳細なリスク評価等の検討などのための重要な科学的知見として行政施策に活用されており、着実に進めていく必要がある。今後も、PRTRデータやシミュレーションモデルなども活用しながら、ばく露データ、毒性データの充実を図り、リスク評価手法を改善しつつ初期評価を実施するとともに、過去にリスク初期評価を実施した物質のうち、当時、当面の作業を要しないと判断した物質についても、当該物質の生産量や使用状況を踏まえ、再評価を進めていく必要がある。 ○環境リスク初期評価の結果について、国民にわかりやすい形で提示し、理解を促す必要がある。 ○生態リスク評価の対象生物を拡大について調査検討を行い、生物の保全に資する必要がある。 ○経済・産業活動のグローバル化に伴い、製品に含まれる形で有害化学物質が我が国へ流入することへの 						

懸念が増大しており、製品中の有害化学物質の含有実態を明らかにする必要がある。

- エコチル調査では、現在日本の子どもに起こっている心身の異常の増加に関して大規模・長期の疫学調査により原因究明を行う。特に環境中の化学物質が子どもの健康に与える影響を明らかにし、適切なリスク管理体制の構築に繋げる。

【有効性】

- 化学物質環境実態調査結果は、調査を要望した環境省内化学物質関連施策担当部局において、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)の対象物質選定や有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質などの選定、化審法における特定物質指定などの基礎資料として、種々の施策の策定に活用されている。
- 環境リスク初期評価の成果は環境リスク管理に向けた重要な科学的知見として、詳細な評価の候補物質とされた物質の環境省内関係部署におけるより詳細な評価等の検討などに活用され、環境経路による化学物質による影響の未然防止に資している。
- 製品中の有害化学物質の含有実態を明らかにし、必要に応じ規制的手法や製造等事業者の自主的取組による対応を講じることにより、有害化学物質を含む可能性のある製品による環境リスクの低減に資する。
- エコチル調査を実施することで、子どもの発育に影響を与える化学物質等の環境要因が明らかになり、子どもの健康を守るためのリスク管理体制を通じて次世代育成に係る健やかな環境の実現を図ることができる。

【効率性】

- 環境省内化学物質関連施策担当部局から調査の要望があった物質について、行政需要に適切に対応するとともに、効率的・効果的に調査を実施するため、物質特性による同時分析の可能性などを十分に検討した上で、調査対象物質を決定し、調査を行っている。
- 環境リスク初期評価は、規制導入などの行政施策の前段階としてのスクリーニング評価として、評価対象物質の選定にあたり、省内関係部局からの要望調査を行い、これをとりまとめて実施することで、省内でのリスク評価の効率的な実施に資している。また評価の実施にあたって、民間事業者の活用とその選定の際の競争入札や公募方式の活用、関係部局の協力による効率的な必要データ収集等により、効率的な実施を図っている。
- 製品モニタリングの対象物質・製品については、製品中の有害化学物質に関する国内外の状況等を調査した上で、専門家の意見を踏まえて優先的に取り組むべきものを選定することで、より高いリスクを持つ製品についてのモニタリングを行えるようにしている。また業者選定にあたっては競争入札を行うことで、費用対効果に優れたモニタリングを実施している。
- エコチル調査は平成 22 年度より、必要最低限の規模で立ち上げることとしており、厚労省・文科省にも異なる観点からの競争的資金枠の設定につき検討を依頼している。諸外国の先行調査との連携による効率化・相互補完に加え、調査の進展・分析技術の進化・官民連携の進捗を都度取り入れることを想定しており、実際の調達に当たっては競争入札による効率的な実施を図る。



<今後の展開>

- 引き続き化学物質の環境中での残留実態を把握し、環境汚染の早期発見及び対策の立案・評価等に活用することを目的として、関係各課からの調査要望のあった物質について、一般環境中の化学物質環境実態の調査を推進・強化する。
- 環境リスク初期評価については、PRTRデータやシミュレーションモデルなども活用しながら、必要な露データ、毒性データの充実を図り、リスク評価手法を改善しつつ初期評価を着実に実施するとともに、過去にリスク初期評価を実施した物質のうち、当時、当面の作業を要しないとされた物質についても、当該物質の生産量や使用状況を踏まえ、再評価を進めていく。
- 製品中の有害化学物質モニタリングを体系的に実施する。
- 環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」等の小児環境保健に関する調査研究を推進する。

目標 6-2	環境リスクの管理							
	化審法に基づく、新規化学物質の審査及び既存化学物質等の安全性点検を計画的に進めるとともに、化管法に基づき、PRTR データを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	第4章第2節 化学物質の環境リスクの管理							
関係課・室	環境安全課、化学物質審査室、環境リスク評価室							
指標の名称及び単位	①既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態毒性試験を実施する数(累計)[物質] ②PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量[ト] ③(間接)Japan チャレンジプログラムによりスポンサー登録が行われる物質数(累計)[物質] ④(間接)個別事業所における PRTR データの開示件数[件] ⑤(間接)ダイオキシン類についての1人当たり一日摂取量[pg-TEQ/kg/日] ⑥(参考)PRTR データ市民ガイドブックの作成及び普及[回] ⑦(参考)PRTR データの集計等及び公表[回]							
指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値	
指標	①	63	85	109	134	150	H20 年度	130
	②	41,071	37,151	35,028	30,205	-	-	-
	③	75	77	81	95	101	H20 年度	約 160
	④	307	243	230	149	16	-	-
	⑤	1.22	1.06	1.13	0.937	-	-	4
	⑥	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	各年度	各年度1回
	⑦	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回		
目標を設定した根拠等	基準年	①H16 年度 ③H17 年度 ⑥、⑦H14 年度		基準年の値	①38 ②75			
	根拠等	①化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(第156回国会) ③官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japan チャレンジプログラム) ⑥、⑦PRTR データの届出・集計・公表は毎年度1回行われる法律事項。また、市民ガイドブックはこれに基づき作成することから、毎年1回作成・公表することとなる。						
評価・分析	【達成の状況】 ○WSSD(持続可能な開発に関する世界サミット)2020年目標の達成に向けて、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の改正法が第171回通常国会で成立し、平成21年5月に公布されたことを受け、すべての化学物質に対するスクリーニング評価及びリスク評価手法を検討した。 ○化審法に基づく新規化学物質の厳正な審査を行うとともに、既存化学物質の点検等を着実に実施し、累計して150物質について既存点検を行った。Japan チャレンジプログラムについては、平成22年3月末時点でスポンサー登録された物質数は101物質(そのうち5物質は優先情報収集対象物質リスト外)であり、スポンサーを募集した物質の約8割に達した。スポンサーからの安全性情報収集計画書の提出は55物質(草案を含む)、安全性情報収集報告書の提出は26物質(草案を含む)であった。また、化学物質の安全性情報の発信基盤として、平成20年5月に公開した化審法データベース(通称:J-CHECK)の掲載内容の更なる充実を図った。 ○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)第4回締約国会議において新たに廃絶・制限の対象物質とすることが決定されたペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)等12物質について、当該条約の国内担保法である化審法において第一種特定化学物質に追加するなど、製造・輸入の規制のために必要な措置を講じた。 ○化管法については、平成22年2月にPRTRデータの第8回集計・公表を行うとともに、その結果等をホームページ上に掲載した。平成20年11月の化管法対象物質の見直し及び第一種指定化学物質等取扱事業者になり得る業種への医療業の追加を内容とする化管法施行令の一部改正について、関係資料の配付等や、事業者・地方公共団体への周知等を行った。また、個別事業所ごとのPRTRデータの公表を受け、PRTRデータの利用促進方策について検討を行った。 ○ダイオキシン類の一日摂取量は耐容一日摂取量4pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。							

【必要性】

- WSSD2020 年目標の達成に向け、改正化審法の円滑かつ適正な施行のため、すべての化学物質に対するスクリーニング評価及びリスク評価を行う必要がある。
- 化学物質には何らかの有害性を示すものも少なくなく、その取扱いや管理の方法によっては人の健康や環境に悪影響をもたらす可能性があることから、化学物質の適切な審査及び規制を行う必要がある。また、既存化学物質については、平成15年の化審法改正時の附帯決議に基づき、産業界と国が連携し、安全性情報の収集を加速し、広く国民に情報発信を行う必要がある。
- POPs条約において新たに廃絶・制限の対象物質となったPFOS又はその塩等12物質について、当該条約の国内担保法である化審法において、厳格な管理措置を講じる必要がある。
- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、化管法に基づきPRTR制度の円滑な運用並びにPRTRデータの精度向上及び活用が必要である。
- ダイオキシン法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。

【有効性】

- 既存化学物質等の生態毒性試験については、平成21年度には16物質について新たに生態毒性試験を実施し、平成16年度から6年間で計150物質について安全性の点検を行った。また、平成17年6月に開始した「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称:Japan チャレンジプログラム)に基づきスポンサー登録が行われ、事業者による安全性情報の収集等の取組が進展しており、平成22年3月までのスポンサー登録数は、101物質(そのうち5物質は優先情報収集対象物質リスト外)となり、スポンサー登録が必要な物質の約8割に達した。スポンサーからの安全性情報収集計画書の提出は55物質(草案を含む)、安全性情報収集報告書の提出は26物質(草案を含む)であった。
- 平成21年5月に成立した改正化審法下におけるスクリーニング評価及びリスク評価手法については、関係省庁と連携しながら、検討を開始した。
- PFOS又はその塩等新たにPOPs条約の廃絶又は制限すべき化学物質の対象となった12物質については、平成21年10月に化審法施行令の改正を行い、第1種特定化学物質に指定するなど必要な規制措置を講じることで、POPs条約の国内担保を図った。
- 平成22年2月にPRTRデータの第8回の集計等及び公表を行うとともに、その結果等を容易にかつ分かりやすく活用できるよう、環境省のホームページ上に表やグラフを用いてデータを掲載し、また、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成し、その普及を図った。
- 平成20年度のダイオキシン類の一日摂取量0.937pg-TEQ/kg/日は耐容一日摂取量を下回っており、総じて、ダイオキシン類対策は有効であったと考えられ、目標の達成はおおむね良好である。

【効率性】

- 化審法に基づく施策のうち、新規化学物質については、法に基づき製造・輸入事業者により毒性試験等が行われ、その結果を用いて審査を行っている。他方、既存化学物質については、化審法共管3省(経済産業省・厚生労働省・環境省)で分担し、競争入札を活用した毒性試験を実施することで効率的な安全性点検を行うとともに、Japan チャレンジプログラムによる産業界との連携も図ることで、民間からも毒性試験結果が提出されるよう取り組み、効率化を図ってきた。
- 平成21年5月公布の改正化審法では、既存化学物質も含めたすべての化学物質を対象とした包括的な管理体制の構築が図られることとなっている。この化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価手法の検討業務については、業者選定にあたって競争入札を行うことで、費用対効果に優れた検討を実施している。
- PRTR制度に基づく取組については、約4万事業所からの届出データ等関連する膨大なデータを、インターネットや外部請負等を活用し、外部の専門家からなる検討の場も最大限活用しながら、共管省庁と緊密な連携を図りつつ効率的に集計・公表した。また、外部の請負業者の選定に当たっては、原則として競争入札を実施し、事業の効果的・効率的な執行に努めている。
- ダイオキシン類の一日摂取量の算出に当たっては、厚生労働省、環境省で実施している各種調査の結果を使用して推計しており、既存のデータを使用することから効率的である。平成21年度からは、モニタリング調査と同一契約内で執行する工夫をし、またモニタリングの対象サンプル数を削減した。

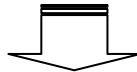


<今後の展開>

- 化審法については、今後、審査・規制制度を適正かつ着実に運用するとともに、既存化学物質を含むすべての化学物質について一定数量以上の製造・輸入を行う事業者には毎年度その数量の届出を義務づけるとともに、必要に応じて有害性情報の提出を求めること等により、安全性評価を着実に実施し、我が国における厳格な化学物質管理をより一層推進する。
- 官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（通称：Japan チャレンジプログラム）を通じて収集した情報については、国が評価を進めるとともに、引き続き国民に対し分かりやすく情報発信を行う。
- 改正化審法の円滑かつ効率的な運用に向け、スクリーニング評価及びリスク評価方法の確立等の整備を行い、第三種監視化学物質のスクリーニング評価を開始する。
- 第一種特定化学物質のうち、限定的な用途については使用が認められた PFOS 又はその塩については、厳格な管理の下で使用するよう、遵守すべき技術上の指針及び表示事項の策定等必要な措置を講じる。
- PRTR制度について、届出データの集計・公表、個別事業所データの公表及び開示、届出対象外の排出源からの排出量の推計・公表等、同制度を引き続き円滑に運用する。また、PRTR データの多面的利用を推進する。
- ダイオキシン類の一日摂取量を引き続き算出し、今後とも耐容一日摂取量を超えないことを確認する。

目標 6-3	リスクコミュニケーションの推進							
	リスクコミュニケーションに資する情報の整備、対話の推進及び場の提供を図ることを通じて、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進し、市民、産業、行政等のすべての利害関係者における化学物質の環境リスクに係る正確で分かりやすい情報の共有と信頼関係の構築に努める。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	第4章4節 化学物質に関するリスクコミュニケーション							
関係課・室	環境安全課							
指標の名称及び単位	①(間接)化学物質ファクトシートの作成(物質)等(累計)[物質] ②(間接)化学物質と環境円卓会議開催回数[回]							
指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値	
指標	①	159(※)	209(※)	259(※)	309(※)	343(※)	H22 年度	343(※)
	②	4	3	1	2	2	—	2
目標を設定した根拠等	基準年	—			基準年の値	—		
	根拠等	①特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(※)作成済物質の情報更新を含む						
評価・分析	【達成の状況】							
	○化学物質ファクトシートや化学物質時事解説シートの作成等の情報の整備、化学物質アドバイザーの派遣による対話の推進、化学物質と環境円卓会議の開催等を着実に進め、各事業について、参加者や利用者等から「様々な化学物質施策の理解の促進が図られた」と高い評価を得、目標達成に向け進展があった。							
評価・分析	【必要性】							
	○現代社会においては、化学物質による環境汚染問題に対する国民の関心や不安が生じており、また、行政、事業者及び国民の環境リスクに対する理解の相違等に起因する問題もしばしば生じていることから、化学物質に対する不安の解消、社会全体による環境リスク削減の取組を進めるため、 <ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい資料の作成・提供等の「情報」の整備 ・「対話の推進」に資する人材育成等 ・市民、行政、産業等が情報の共有と相互理解を深める「場の提供」 を通じて、リスクコミュニケーションを推進する必要がある。							

	<p>【有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○化学物質ファクトシートについては、化学物質の物性、毒性、用途、PRTR 排出量、規制等について簡潔にまとめられ、かつ、環境省及び専門家の確認を得た信頼性、客観性の高い情報として、事業者・一般市民・地方公共団体等幅広い者に利用され、高い評価を得ている。 ○円卓会議については、60～100 名程度の参加者(傍聴者)がある。アンケート等では市民・産業・行政が自由な立場で意見交換をする場として高い評価を得ている。また、平成 17 年度からは地方開催を行っており、平成 21 年度は、より多くの国民へ参加の機会を提供するため大阪で開催した。 ○この他、化学物質の環境リスクについて中立的かつ客観的な情報提供を行う「化学物質アドバイザー」の講習・登録・派遣を試行的に行うパイロット事業等を実施している。平成 21 年度は化学物質アドバイザーの派遣を合計 41 回派遣実施しており、利用者からも高い評価を得ている。 ○化学物質ファクトシート等の成果物や円卓会議等の成果・記録は、ホームページや記事に掲載され、広く利用に供されている。 <p>【効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○PRTR や化学物質環境実態調査等に係るホームページや一般向け解説資料の作成等、個別課題に関するリスクコミュニケーションを実施しており、参加者・利用者の声を反映しつつ効率的に運用を図っている。また、事業の推進にあたっては、民間事業者を活用するとともに、業者選定に当たっては、競争入札を実施し、事業の効果的・効率的な執行に努めている。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<今後の展開>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○化学物質ファクトシートの作成、化学物質アドバイザーの派遣については、幅広い利用者から高い評価を受けており、引き続き着実に整備・実施を行う。 ○市民の関心の高い化学物質の環境リスクの解説等を行う化学物質環境リスク時事解説書の作成等により、国民一般へのより一層の理解を促進する。 ○地方公共団体がリスクコミュニケーションを推進する際の支援として、地方公共団体がリスクコミュニケーションを推進するうえで参考となるマニュアルである「自治体のための化学物質に関するリスクコミュニケーションマニュアル」を改訂する。 ○引き続き化学物質と環境円卓会議を開催しつつ、「リスクコミュニケーションの場」として求められる役割の検討を行う。 ○上記の他、成果物の広報等により、広くリスクコミュニケーションの普及を図る。

目標 6-4	国際協調による取組
	化学物質関係の各条約(POPs 条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PIC 条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約))に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP 等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	第 4 章第 5 節 国際的動向と日本の取組
関係課・室	環境安全課、化学物質審査室
	<p>【達成の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○UNEP 及び OECD 化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。 ○UNEP における水銀廃棄物管理に関するパートナーシップにおいて、BAT(利用可能な最良の技術)/BEP(環境のための最良の慣行)に関するガイダンス文書の策定を主導したほか、水銀等有害金属の高精度環境監視を実施するなど、国際的な有害金属対策に貢献した。 ○POPs 条約については、条約の有効性評価に資するため、東アジア地域における POPs モニタリングを推進する目的で東アジア POPs モニタリングワークショップを開催している。平成21年5月に開催された条約

締約国会議に条約の有効性評価の為のデータとして国内及び東アジアにおける POPs モニタリングの結果を提出した。

- 第3回日中韓化学物質政策ダイアログ及び第3回日中韓 GHS 専門家会合を始めとした日中韓三カ国間での化学物質管理に関する情報交換等を実施した。

【必要性】

- 地球規模での化学物質に関する取組として SAICM があり、各国国内における実施及び途上国における実施支援が求められている。また、北東アジア、北米といった地域規模での取組も重要であり、政策協調が必要とされている。このような状況の中、我が国としては、国際的なプロジェクトに対し、積極的に貢献していく必要がある。
- UNEP においては、地球規模での有害金属による汚染の防止に関する対策が検討されており、これらの動向に対応するため、環境モニタリング等の調査研究を進める必要がある。特に水銀に関しては、水銀管理に関する条約を制定すること、及びそのための政府間交渉委員会を設置して 2010 年に交渉を開始し、2013 年までのとりまとめを目指すことが合意されており、関連する交渉に貢献するとともに、我が国としての対応を検討する必要がある。
- POPs 条約に対しては、新しい物質の条約対象物質への追加等に係る国際的な議論に、我が国として参加・貢献する必要がある。
- 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約(PIC 条約)に対しては、新規対象物質の追加等への対応を行う必要がある。
- GHS に対しては、国が分類を実施するとともに、その結果を公表し、化学品の分類及び表示の国際的な調和に貢献する必要がある。
- OECD 関係会合に対しては、化学品の試験評価方法の国際調和、試験評価作業の国際的分担、化学品の評価・管理に関する意志決定ツールの提供などが進められており、我が国としてもこれらの活動に貢献する必要がある。
- 平成 18 年 12 月に開催された第 8 回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)において、化学物質管理に関する三カ国間の情報交換を進めることが合意されており、これを着実に進めるための政策対話の機会を設けるとともに、北東アジア地域における適正な化学物質管理の推進、三カ国間の制度調和も視野に入れた更なる連携方策を検討することが必要。

評価・分析

【有効性】

- 化学物質の適正な管理においては、有害性等の評価基準を国際的に整合させること、安全性の点検作業を国際的に分担すること、地球規模での汚染が問題となる物質に各国協力して対処すること等の側面から、国際協調の下で対策を進めることが極めて有効である。こうした面からの取組の現状は以下のとおり。
- SAICM の進捗状況等についての検討や今後の新規の課題等について議論するために開催された第 2 回国際化学物質管理会議において、国際的には、アジア・太平洋地域代表として副議長を務めるなど、SAICM の実施に係る議論に積極的に貢献した。また、アジア・太平洋地域の二カ国(タイ及びブータン)における SAICM 実施の支援を行った。
- 国際的な水銀管理に関する条約の制定に向けた公開作業グループにおいて副議長を務めるなど、関連する議論に積極的に貢献した。また、水銀廃棄物管理に関するパートナーシップのリードとして、国内において会合を開催し BAT/BEP ガイダンス文書等に関する議論を行った。
- POPs 条約については、条約の第 4 回締約国会議に出席し条約への物質の追加等に関する議論に参加・貢献した。また、POPs 検討委員会に提案された 3 物質の条約対象物質への追加について検討を行った。さらに、従来からの国内、東アジア地域における POPs モニタリングを継続するとともに、東アジア地域における POPs モニタリングの協力体制を構築していくための国際ワークショップを開催するなどして、条約の有効性評価に関する国際的な議論に対しても積極的な貢献を行っている。
- PIC 条約については、締結(平成 16 年 6 月)後、有害化学物質の国際取引について、適正な管理・運用が行われている。
- GHS に対しては、99 物質について過去の国による分類結果を見直すとともに、新たに 266 物質について分類を実施し、その結果を公表した。

	<p>○OECD については、化学品合同会合をはじめ、各種化学物質関係会合に参加し、我が国の化学物質管理制度の紹介や意見交換を通じて、化学物質管理における国際連携を強化した。</p> <p>○日中韓三カ国の情報交換については、第3回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログを中国北京市において開催した。また、第3回日中韓三カ国 GHS 専門家会合を開催し、三カ国間における GLP 制度の在り方や GHS 分類の違いの原因等について情報交換をすることができ、期待通りの結果が得られた。</p> <p>【効率性】</p> <p>○SAICM や GHS 及び有害金属対策については関係省庁連絡会議を開催し、関係各省と情報共有を図り、調整しつつ作業を行った。また、POPs 条約・PIC 条約・OECD への対応や日中韓間の情報交換等についても、作業の分担など関係各省と連携をはかり、効率的に対応した。事業の推進にあたっては、民間事業者を活用するとともに、業者選定に当たっては、競争入札を実施し、事業の効果的・効率的な執行に努めている。</p> <p>○第3回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログおよび第3回日中韓三カ国 GHS 専門家会合、さらに日中韓の化学物質管理政策及び日韓の REACH への対応戦略に関するセミナーのいずれも同時期に開催することで、個別に会議を開催する際に発生する重複費用を削減した。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<今後の展開>	
	<p>○SAICM 国内実施計画の策定を進める。また、引き続き途上国における SAICM 実施に係る支援等を行いつつ、アジア太平洋地域における SAICM 実施についてリーダーシップを発揮する。</p> <p>○2010 年 6 月から開始される国際的な水銀の管理に関する条約の制定に向けた交渉において、第2回政府間交渉委員会の国内開催やアジア太平洋地域のコーディネーターの役割を通して、関連する議論を主導するとともに、我が国としての対応の検討を行う。また、有害金属の環境監視を引き続き行い、国際的取組のための科学的知見を充実させる。</p> <p>○新たに POPs 条約に追加された物質群のモニタリング等の対応を実施するとともに、POPs 条約対象物質の追加に伴う国内実施計画の見直し等の国内対応を推進する。</p> <p>○GHS の普及のため、対象となる物質の分類を引き続き行うなど、関連する国内の取組を強化する。</p> <p>○OECD 等についても、引き続き、やテストガイドラインの新規検討等の必要な検討及び対応を行う。</p> <p>○日中韓の情報交換については、平成 22 年度に第 4 回日中韓化学物質政策ダイアログを日本において開催する。</p>

目標 6-5	<p>国内における毒ガス弾等対策</p> <p>平成 15 年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。</p>
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	<p>第 5 章第 6 節 国内における毒ガス弾等に係る対策</p>
関係課・室	<p>環境リスク評価室</p>
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○茨城県神栖市の事案については、有機ヒ素化合物による地下水汚染源周辺地域において高濃度汚染対策を実施している。具体的には、平成 21 年 4 月～5 月末にかけての予備運転を経て、同年 6 月から高濃度汚染地下水を揚水・処理する本格運転を実施しており、同年 4 月から平成 22 年 2 月までの総ヒ素回収量は 107.18kg に達している。この結果、周辺地下水のモニタリングによって有機ヒ素濃度が低下傾向にあることが認められ、成果があった。</p> <p>○茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業や、ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験の実施、診療記録の収集など、神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者を対象として、治療を促す措置を進めるとともに、症候や病態の解明のための調査研究を進めた。</p> <p>○民有地から旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、平成 20 年度及び平成 21 年度に実施した物理探査等調査の結果を踏まえ、平成 22 年 1 月から 3 月にかけて砲</p>

弾等が存在する可能性が否定できない 207 箇所の検知点について掘削確認調査を実施した。その結果、旧軍毒ガス弾の可能性が高いと判断される 90 mm迫撃砲弾 171 発、通常弾 46 発を安全に回収し、前者については安全に一時保管した（複数の砲弾が発見された地点があるため、発見された砲弾の発数と検知点数は一致していない。）。

- 愛知県田原市において、旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見されたことを受け、当該砲弾を安全に一時保管する措置を実施した。
- 平成 15 年に実施したフォローアップ調査で、A 事案（毒ガス弾等の存在に関する情報の確実性が高く、かつ、地域も特定されている事案）に該当する区域に設定された千葉県習志野市において、土地改変に係る環境調査等を実施したところ、旧軍の有毒発煙筒の可能性のある筒状の物体 61 個が発見され、これを回収した。

【必要性】

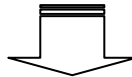
- 茨城県神栖市の事案については、平成 15 年 3 月に飲用井戸水から有機ヒ素化合物が検出されたことから、当該物質に起因する健康影響に係る緊急措置及び周辺地域の地下水モニタリングを実施するとともに、依然として地下水から高濃度の有機ヒ素化合物が検出されている汚染源周辺地域については、汚染の拡大防止及び健康被害の未然防止の観点から高濃度汚染対策を実施する必要性がある。
- 茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物に起因すると考えられる健康影響が確認されていることから、地域住民の健康影響と健康不安への対応として、症候や病態の解明のための調査研究を進める必要がある。また、緊急措置事業における医療手帳交付者のうち、15 歳以下の者に対して、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、一人一人の成長過程に応じた支援を行う必要がある。
- 千葉県千葉市の事案については、旧軍毒ガス弾の可能性が高いと判断される 90 mm迫撃砲弾 171 発が回収されたことから、引き続き当該砲弾を安全に一時保管するとともに、安全・確実な技術に基づき、適切な無害化処理に向けた取組を実施する必要がある。また、本事案に関しては、今後も、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止の観点から、所要の取組を実施する必要がある。
- 平成 15 年に実施したフォローアップ調査で、A 事案に該当する区域における土地改変に際しては、旧軍毒ガス弾による被害の未然防止を図るため、土地所有者からの要望を踏まえ、所要の環境調査等を実施する必要がある。

【有効性】

- 茨城県神栖市の事案における高濃度汚染対策は、有機ヒ素に汚染された地下水の拡散を防止する効果があり、また、周辺地域において地下水モニタリングを実施することによって汚染状況を確実に把握することによって新たな健康影響の発生防止に資することができ、周辺住民の安心・安全に寄与するものである。
- A 事案に該当する区域については、舗装等がなされていた土地の改変時（掘削を伴う施工工事等の実施時）における安全確保を目的とした土地改変指針を策定しており、これに基づき実施する所要の環境調査等では、旧軍の毒ガス兵器等を現に回収した事例があり、また、指針策定後旧軍毒ガス弾等による被害は出ていないことから、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止のために有効である。
- 民有地から旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、物理探査等調査の結果を踏まえ、検知点の掘削確認調査により、旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾や通常弾を安全に発掘・回収しており、被害の未然防止のために有効であった。
- 神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業については、神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより、治療を促進した。
- 毒ガス情報センターでは、ホームページやパンフレット等を通じて、旧軍毒ガス弾等に係る情報を発信するとともに、旧軍毒ガス弾等の発見情報への対応及び A 事案区域内の土地改変に係る問い合わせへの対応や所要の環境調査を実施することで、センター設置後、旧軍毒ガス弾等による被害は出ておらず、また、A 事案区域内の土地改変時の環境調査で旧軍の毒ガス兵器等を現に回収した事例があることから、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止に役割を果たしている。

【効率性】

- 政府一体として関係省庁の協力を得て、また、都道府県等地方自治体の協力も得ながら対策を進めている。
- 対策の推進にあたっては、外部の有識者等専門家の知見を最大限活用した。また、調査計画の立案にあたっては、例えば環境調査において土地所有者や専門家等と十分な意思疎通を図ることにより、調査区域の土壌の性状・地歴を踏まえつつ、調査対象の特性に応じた調査手法を適用し、調査日数や調査範囲を必要最低限にする等、効率的な調査を行っている。
- 調査にあたっては民間事業者を活用するとともに、業者選定にあたっては競争入札を行い、費用対効果の優れた調査を行っている。
- 緊急措置事業の実施にあたっては、茨城県、筑波大学、国立環境研究所等の協力を得るとともに、専門家の知見を最大限に活用し、検討会等で調査研究計画を立案し、効率的に病態や治療法等の研究を進めた。



<今後の展開>

- 神栖市における緊急措置事業(小児支援体制整備事業を含む。)を引き続き実施するとともに、高濃度汚染対策及び地下水モニタリングを継続的に実施する。
- A事案区域に該当する寒川町、平塚市、習志野の各事案について、土地所有者からの要望を踏まえ、所要の環境調査を実施する。
- 千葉市の事案について、発掘回収された旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾の無害化処理の実施に向けた取組を推進する。また、本事案に関しては、今後も、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止の観点から、所要の取組を実施する。
- 毒ガス情報センターによる活動を通じ、旧軍毒ガス弾による被害の未然防止に資する。
- ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を引き続き実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明を図る。

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等				
ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)				
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成 11 年法律第 86 号)				
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号)				
目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(百万円)	H21		
		H21	H22	H23 反映
6-1	①化学物質複合影響評価等調査費	8	21	→
	②化学物質環境リスク初期評価関係経費	152	151	→
	③小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査（小児環境保健研究プロジェクト）	961	0	×
	④POPs（残留性有機汚染物質）条約対応関係事業	196	220	→
	⑤化学事故総合対策検討調査	9	0	×
	⑥環境汚染等健康影響基礎調査費	339	347	→
	⑦化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費	424	424	→
	⑧子どもの健康と環境に関する全国調査に係る企画調査等業務	0	96	→
6-2	①PRTR制度運用・データ活用事業（統合：6-3①）	204	186	→
	②ダイオキシン類総合調査費	102	94	↓
	③化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費	433	430	↑

6-3	①化学物質環境安全社会推進費（H22 名称変更：P R T R 制度運用・データ活用事業）（統合：6-2①）	73	50	×
6-4	①国際分担金等経費	29	27	→
	②化学物質国際対応事業費	37	86	↓
	③水銀規制に関する条約制定推進事業	0	0	新
6-5	①茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策	889	897	→
	②千葉市における旧軍毒ガス弾による被害の未然防止を図るため行う掘削確認調査等	0	40	↑

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策

⑨特記事項

<p><政府重要政策としての該当></p> <p><当該施策に係る府省庁></p> <p><昨年度評価書からの変更点></p>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号及び指標名	指標の解説
6-1-①	化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数
6-1-②	環境リスク等初期評価実施物質数
6-2-①	既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態毒性試験を実施する数(累計)
6-2-②	PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量
6-2-③	(間接)Japan チャレンジプログラムによりスポンサー登録が行われる物質数
6-2-④	(間接)個別事業所における PRTR データの開示件数
6-2-⑤	(間接)ダイオキシン類についての 1 人当たり一日摂取量
6-2-⑥	(参考)PRTR データ市民ガイドブックの作成及び普及
6-2-⑦	(参考)PRTR データの集計等及び公表
6-3-①	(間接)化学物質ファクトシートの作成(物質)等(累計)
6-3-②	(間接)化学物質と環境円卓会議開催回数
指標の解説	<p>6-1-①:化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数</p> <p>6-1-②:環境リスク等初期評価を実施した物質数</p> <p>6-2-①:既存化学物質及び既審査新規化学物質のうち、第三種監視化学物質として指定する必要がある物質を特定するために生態毒性試験を実施する数</p> <p>6-2-②:PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量</p> <p>6-2-③:Japan チャレンジプログラムにおいて、企業が自主的に既存化学物質の安全性情報を収集し、報告書を取りまとめる「スポンサー登録」が行われる物質数</p> <p>6-2-④:化学物質排出把握管理促進法に基づき、個別事業所データの開示を行う。</p> <p>6-2-⑤:ダイオキシン類についての 1 人当たり一日摂取量</p>

	<p>6-2-⑥:PRTR データを市民の方が読み解くための市民ガイドブックを作成し、普及することによりデータの有効利用を図る。</p> <p>6-2-⑦:化学物質排出把握管理促進法に基づき、PRTR データを集計等し、公表する。</p> <p>6-3-①:新規ファクトシート作成対象物質数及び既存シート更新対象物質数</p> <p>6-3-②:化学物質と環境円卓会議の年間開催回数</p>
<p>評価に用いた資料等</p>	



<p>指標に影響を及ぼす外部要因</p>	
----------------------	--